



青い海・緑の大地 人が輝き 文化のかおるまち 新市まちづくり計画



平成17年9月
浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会
平成27年9月 変更 浜田市
令和2年12月 変更 浜田市

【目次】

第1章 序論..... 1

第1節 合併の必要性.....	1
1. 島根県西部における中心的な都市の形成.....	1
2. 生活圏の拡大と住民ニーズの高度化に対応できる 一体的なまちづくり.....	1
3. 分権型社会を担う行財政基盤の強化.....	3
第2節 計画策定方針.....	5
1. 計画の趣旨.....	5
2. 計画の構成.....	5
3. 計画の期間.....	5

第2章 新市の概況..... 6

第1節 位置と地勢.....	6
第2節 気候.....	7
第3節 面積.....	7
第4節 人口.....	8

第3章 主要指標の見通し..... 9

第1節 国、県の動向.....	9
1. 全国の人口動向.....	9
2. 島根県の人口動向.....	10
第2節 新市の人口の見通し.....	11
1. 将来推計人口.....	11

第4章 新市まちづくりの基本方針…………… 12

第1節 新市まちづくりの理念……………	12
1. 新市まちづくりの方向……………	12
2. 新市まちづくりの理念……………	12
第2節 新市の将来像……………	13
第3節 新市まちづくりの仕組み……………	15

第5章 新市まちづくりの施策…………… 18

第1節 施策体系……………	18
第2節 施策の構成……………	20
I. 地域づくり……………	21
1. 地域の特性を活かしたまちづくりの連携……………	22
2. 文化施設の充実や優れた芸術文化イベントの開催など 地域文化の振興……………	24
3. 大学等高等教育機関と連携した地域づくり……………	25
4. 情報通信基盤を活用した行政サービスの高度化……………	26
5. 多様なメディアによる情報の提供……………	27
II. 人づくり……………	28
1. 学校教育の充実……………	29
2. 生涯学習の充実……………	32
3. 生涯スポーツの振興……………	34
4. 人権施策の推進……………	35
5. 男女共同参画社会の形成……………	36
6. 国際、地域間交流の推進……………	37
III. 安心づくり……………	38
1. 医療体制の強化……………	39
2. 保健サービスの強化充実……………	41
3. 定住施策の推進……………	42
4. 子育て支援環境の充実……………	43
5. 高齢者、障害者にやさしい環境づくり……………	44
6. 安全なまちづくりの推進……………	46
IV. 環境づくり……………	48
1. 自然との共生をめざす環境保全……………	49
2. 地域特性を活かした景観形成の推進……………	51
3. 循環型社会の推進……………	52
4. 廃棄物処理対策の推進……………	53

V. 基盤づくり	54
1. 地域内道路ネットワーク及び高速交通ネットワークの整備	55
2. 交通機能の維持及び向上	56
3. 交通弱者対策の推進と生活交通バス路線の維持確保	57
4. 高速情報通信基盤の整備と地域間の情報格差の是正	59
5. テレビ・ラジオ難視聴解消対策及び移動通信用鉄塔施設整備など 情報通信環境の充実	60
6. 上下水道等生活基盤の整備	61
7. 都市基盤の整備	62
VI. 産業づくり	63
1. 農林業の振興	64
2. 水産業の振興	67
3. 地場産業の振興	68
4. 矯正施設を活用した地域振興	69
5. 企業誘致の促進と浜田港、三隅港の活用	70
6. 他産業との連携及び広域ネットワーク化による観光振興	71
7. 雇用対策の推進	72
第3節 計画推進のために	73
第4節 地域整備の施策	74
1. 地域整備方針の体系	74
2. 地域ゾーニングによる整備方針	75
3. エリア別での整備方針	77
4. 地域連携の方針	81

第6章 公共施設の適正配置……………82

第7章 重点プロジェクト……………83

第8章 島根県事業……………86

新市における島根県事業の推進(再掲)

第9章 財政計画……………88

第1章 序論

第1節 合併の必要性

1. 島根県西部における中心的な都市の形成

- ・ 古くから地域間の交流が盛んであり、一体的な発展を遂げてきた地域です。
- ・ 広域交通網など多様な共通社会基盤の整備が進む地域です。
- ・ 都市基盤、生活基盤、自然環境が調和した島根県西部の中心的な都市としての飛躍が期待されています。

日本海と中国山地に囲まれた、島根県西部の中央に位置する浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村は、古くから海と山の恵みにより栄えた地域です。

近年は、中国横断自動車道広島浜田線の完成などによる広域交通網の構築、島根県立大学開学など地域の共通社会基盤の整備、石見海浜公園やアクアス※など地域特性を活かした魅力的な交流施設の整備が進んでおり、今後も、島根県西部の拠点都市として発展が見込まれます。

こうした地域特性を活かし、都市基盤、生活基盤、自然環境が調和した島根県西部の中心的な都市の形成を図るためには、5市町村が合併することにより、一体的な取り組みが必要です。

2. 生活圏の拡大と住民ニーズ※の高度化に対応できる一体的なまちづくり

- ・ 浜田市を中心とする日常生活の一体性が高まっています。
- ・ 生活圏の広域化に対応するため、一体的なまちづくりが期待されています。
- ・ 暮らしやすいまちを実現するため、各種サービスの充実が求められています。

浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町においては、交通網や情報通信技術の発達により、通勤、通学、買物、通院、文化活動など浜田市を中心に日常生活における一体性が高まっています。

また、行政においても、ごみ・し尿処理などの広域連携による取り組みを進めてきました。

しかし、住民の行政ニーズ※は、ますます高度化してきており、生活基盤の整備など多様な分野において、広域的で、一体的なまちづくりを進めることが期待されています。

※アクアス:しまね海洋館「アクアス」。中四国最大規模を誇る海洋型ミュージアム。

※ニーズ:需要。

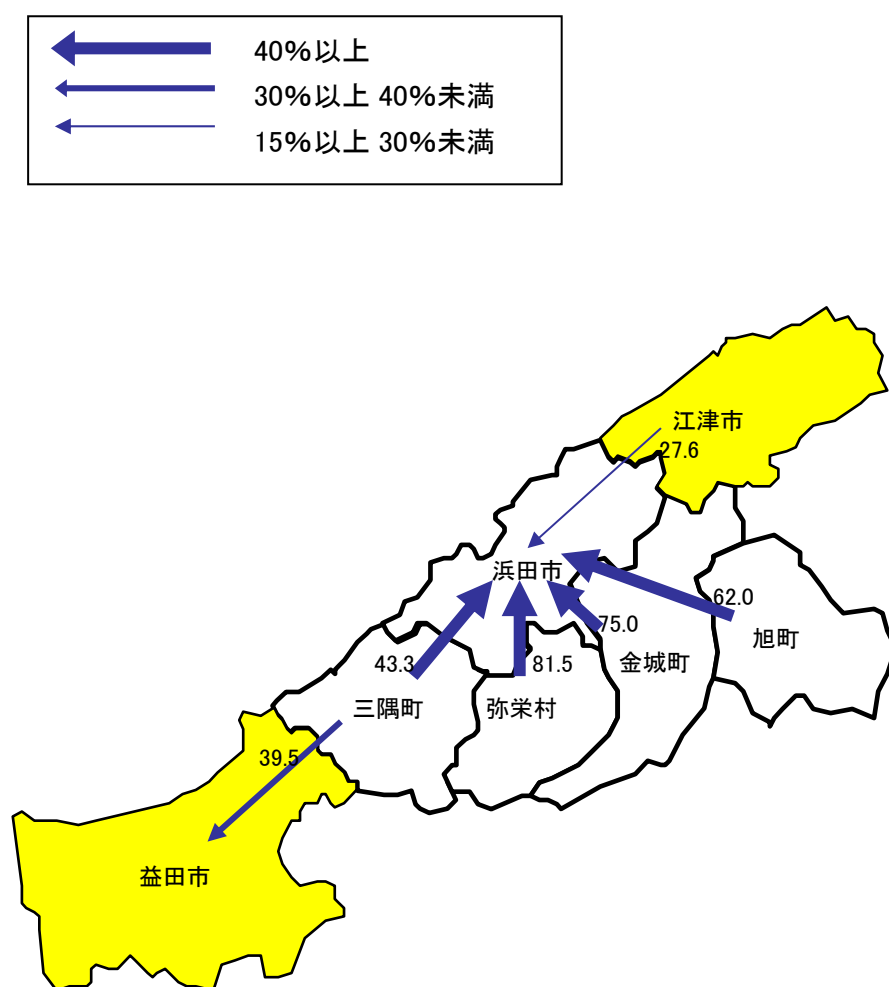
※行政ニーズ:行政需要。行政によって充足されることが期待される要求や要望のこと。

一方、5市町村においては、少子・高齢化が急速に進んでおり、どの世代にも暮らしやすいまちの実現には、生活基盤の整備や交通網の確保、情報通信サービス※の普及、医療・福祉サービスの一層の充実が求められています。

このようなことから、5市町村が一体となって住民の行政ニーズに応えていくことが必要です。

■ 5市町村における商圈流動

(資料：平成14年 島根県商勢圏実態調査報告書)



※サービス:ここでは行政が住民の日常利益や福祉を充足するために提供するサービス。

3. 分権型社会※を担う行財政基盤の強化

- ・ 地方分権※の進展などを背景に地域の自立が求められています。
- ・ 5市町村は、いずれも地方交付税への依存度が高く、地方財政の硬直化も進んでいます。
- ・ 専門職員の育成、確保や分権時代にふさわしい組織体制づくりが必要です。
- ・ 行政組織の効率化や共通経費の縮減などにより、行財政基盤の強化が必要です。

地方分権社会への転換が進むなか、市町村は地域の特性を活かした個性的なまちづくりを推進するとともに、自ら考え責任をもって行動することを基本とする行政運営が求められています。

こうしたなか、国、県においては住民の自主的な決定による市町村合併を推進しています。5市町村においても、合併によるスケールメリット※を活かし、最も大きな課題である地域経済の活性化について、交通基盤、研究基盤、観光交流基盤など地域の優位性を活かして、一体的なまちづくりを進めることが強く求められます。

また、地方分権の進展により、各種権限が移譲されるのに伴い、事務量の増加、新分野における事務の発生、専門的な判断機会の増加などが予想されます。

一方、地方税収の落込みなどによる財源不足、地方交付税※制度に関する見直しの議論など、地方財政はさらに厳しい運営を強いられることが必至となっています。

特に、5市町村においては、歳入の多くを地方交付税に依存しており、今後の交付税制度の見直しに伴う削減が進む場合、歳入の大幅な減少が予想されます。

また、地方債※残高の合計は年々増加しており、平成 14（2002）年度末現在で 493 億円（普通会計※）となっています。さらに、財政構造の硬直度を示す指標である経常収支比率※、起債制限比率※も悪化の状況にあります。

※**分権型社会**: 国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会。（地方分権推進法 第1章 第2条 地方分権の推進に関する基本理念より）

※**地方分権**: 権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治体に広く分散させること。地方分権改革の柱として、平成9年地方分権一括法案が可決成立し、平成12年から施行された。主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとされる。機関委任事務の廃止に伴い、最終的に自治体の処理する事務は自治事務と法定受託事務の2つに整理された。さらに、法律の解釈についての裁定をする場として、国地方係争処理委員制度と自治紛争処理委員制度が設置された。また、地方事務官制の廃止など多額の規制が緩和されることとなった。

※**スケールメリット**: 規模を大きくすることで得られる利益。

※**地方交付税**: 地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付。1954年（昭和29）地方財政平衡交付金に代わって設けられた。地方交付税交付金。

※**地方債**: 地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務。また、その発行された債券。

※**普通会計**: 一般会計と企業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金の移動を控除したもの。

※**経常収支比率**: 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。

※**起債制限比率**: 総務省の地方債許可方針において定められた地方債の許可制限に係る指標で、標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均を言う。公債費に充てられる特定財源や、地方交付税により措置のある財源等を除いて計算する。

このため、5市町村が合併することにより、権限移譲に対応できる専門職員の育成、確保や分権時代にふさわしい組織体制を整えるとともに、行政組織の効率化や共通経費の縮減などにより、分権型社会を担う行財政基盤の強化を図ることが必要です。

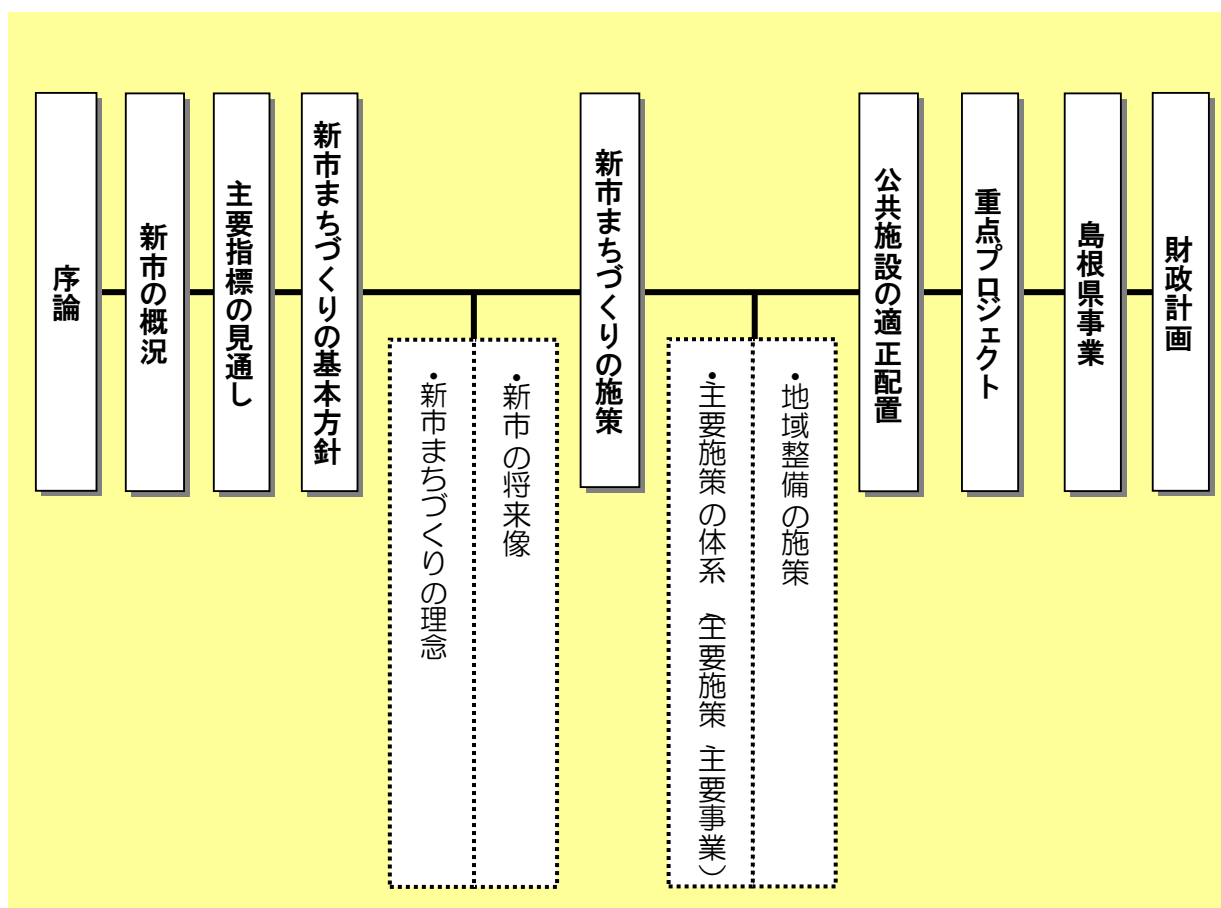
第2節 計画策定方針

1. 計画の趣旨

本計画は、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村の合併後に、新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づくまちづくり計画を策定し、その実現を図ることにより、地域の均衡ある発展を図りつつ、5市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上を図るものです。

2. 計画の構成

本計画は、序論、新市の概況、主要指標の見通し、新市まちづくりの基本方針、施策、公共施設の適正配置、重点プロジェクト、島根県事業、財政計画により構成します。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 17（2005）年度から令和 7（2025）年度までの 21 ヶ年とします。

第2章 新市の概況

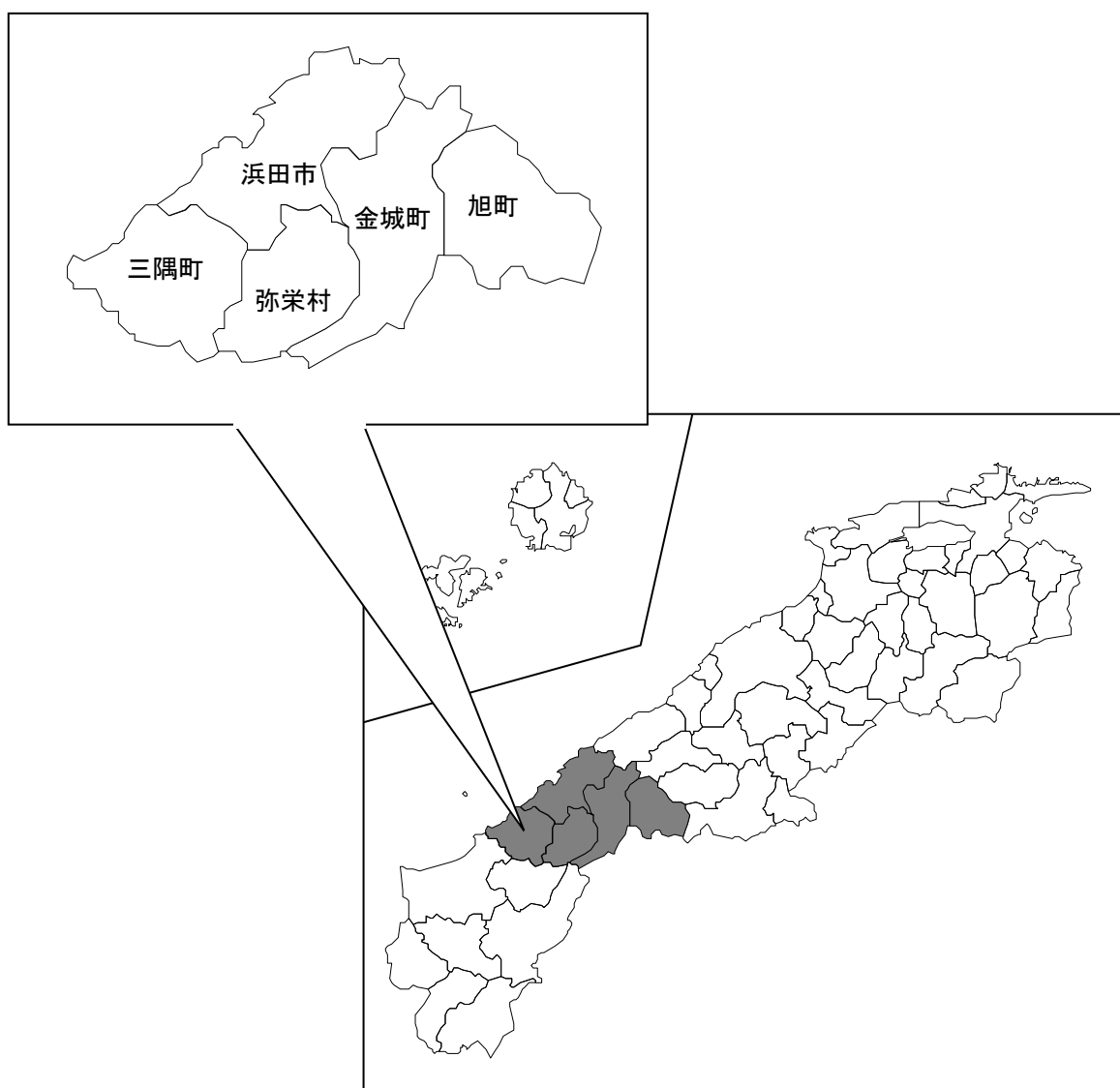
第1節 位置と地勢

新市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市、桜江町、石見町、瑞穂町、西は益田市、美都町、匹見町、南は広島県に隣接しています。

新市の大部分は、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫っています。また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

新市には、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれています。下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開していますが、全体としてまとまった平地に恵まれていません。

【新市の位置】



第2節 気候

気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪も少なく自然環境や居住条件に恵まれた地域です。

平成 14 年の平均気温は、浜田市で 16.0℃、弥栄村（長安本郷）で 12.7℃、同年の最高気温は、浜田市で 36.6℃、弥栄村（長安本郷）で 34.6℃、最低気温は、浜田市で-1.9℃、弥栄村（長安本郷）で-5.5℃となっています。

また、同年の年間降水量は、浜田市で 1,326.5mm、金城町（波佐）で 1,715.0mm、弥栄村（長安本郷）で 1,727.0 mm、三隅町（三隅）で 1,266.0mm となっています。

■気象の概況

（単位：℃、mm、cm）

観測所（所在地）	気 温（℃）			降水量(mm)		最深積雪 (cm)
	平 均	最 高	最 低	総 量	日最大	
浜田市（大辻町）	16.0	36.6	-1.9	1,326.5	47.5	0
金城町（波佐）	-	-	-	1,715.0	71.0	-
弥栄村（長安本郷）	12.7	34.6	-5.5	1,727.0	63.0	8
三隅町（三隅）	-	-	-	1,266.0	59.0	-

（資料：平成 14 年 気象庁電子閲覧室）

第3節 面積

総面積は 689.44 km²で、島根県の総面積 6,707.34 km²の 10.3%を占めています。

■新市の面積と割合

（単位：km²、%）

	面積	割合（対新市）	割合（対県）
浜田市	162.60	23.6	2.4
金城町	164.30	23.8	2.4
旭町	128.57	18.7	1.9
弥栄村	105.50	15.3	1.6
三隅町	128.47	18.6	1.9
新市	689.44	100.0	10.3
島根県	6,707.34	-	100.0

（資料：国土地理院 平成 14 年 全国都道府県市区町村別面積調）

第4節 人口

平成 14（2002）年度末（平成 15 年 3 月 31 日）の住民基本台帳によると、5 市町村の総人口は 63,971 人で、平成 12（2000）年の 64,883 人から 912 人の減少となっています。

また、平成 14（2002）年「島根の人口移動と推計人口」による年齢階層別人口の構成比は、年少人口（0～14 歳）が 8,760 人（総人口の 13.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 38,094 人（同じく 58.9%）、老年人口（65 歳以上）が 17,867 人（同じく 27.6%）となっています。

一方、平成 14（2002）年度末（平成 15 年 3 月 31 日）の住民基本台帳による世帯数は 25,428 世帯で、一世帯あたり人員は 2.5 人となっています。

■人口の推移

（単位：人）

	S55	S60	H2	H7	H12	H14
人口	72,101	71,403	69,053	66,812	64,883	63,971

（資料：住民基本台帳 ※年度末時点の数値）

■人口の増減率の推移

（単位：%）

	S55-S60	S60-H2	H2-H7	H7-H12	H12-H14
増減率	-1.0	-3.3	-3.2	-3.9	-1.4

（資料：住民基本台帳）

■年齢階層別人口

（単位：人、%）

	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	合計
人口	8,760	38,094	17,867	64,729
構成比	13.5	58.9	27.6	100.0

（資料：島根県企画振興部統計課 平成 14 年 島根の人口移動と推計人口）

※合計は年齢不詳を含む。

■世帯数の推移

（単位：世帯、人/世帯）

	S60	H2	H7	H12	H14
世帯数	23,421	23,777	24,368	25,221	25,428
平均世帯人員	3.0	2.9	2.7	2.5	2.5

（資料：住民基本台帳 ※年度末時点の数値）

第3章 主要指標の見通し

第1節 国、県の動向

1. 全国の人口動向

全国の将来推計人口は、平成 22 (2010) 年に約 1 億 2,806 万人に達しますが、その後は年々減少し、令和 7 (2025) 年には約 1 億 2,254 万人となると予測されています。

また、令和 7 (2025) 年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.5%、15～64 歳が 58.5%、65 歳以上が 30.0%になると予測されています。

■全国の将来推計人口(総人口 年齢階層別人口)

(単位:千人、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比
総人口	126,926	100.0	127,768	100.0	128,057	100.0	127,094	100.0	125,325	100.0
0-14 歳	18,472	14.6	17,521	13.7	16,803	13.1	15,887	12.6	15,075	12.0
15-64 歳	86,220	67.9	84,092	65.8	81,032	63.3	76,289	60.7	74,058	59.1
65 歳以上	22,005	17.3	25,672	20.1	29,246	22.8	33,465	26.6	36,192	28.9

区分	令和 7 年	
	(2025)	構成比
総人口	122,544	100.0
0-14 歳	14,073	11.5
15-64 歳	71,701	58.5
65 歳以上	36,771	30.0

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。

注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成 30 年推計)』より引用。

注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

2. 島根県の人口動向

島根県の将来推計人口は、今後減少傾向が続き、令和 2（2020）年に約 67 万人、令和 7（2025）年には約 64 万人になると予測されています。

また、令和 7（2025）年の年齢階層別人口の構成比は、0～14 歳が 11.9%、15～64 歳が 52.1%、65 歳以上が 36.0%になると予測されています。

■島根県の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）

（単位：千人、％）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比
総人口	762	100.0	742	100.0	717	100.0	694	100.0	670	100.0
0-14 歳	112	14.7	101	13.6	92	12.8	86	12.4	81	12.2
15-64 歳	460	60.4	439	59.2	414	57.7	377	54.1	355	53.0
65 歳以上	189	24.8	201	27.1	207	28.9	223	32.1	233	34.8

区分	令和 7 年	
	(2025)	構成比
総人口	643	100.0
0-14 歳	76	11.9
15-64 歳	335	52.1
65 歳以上	231	36.0

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。

注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』より引用。

注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

2節 新市の人口の見通し

1. 将来推計人口

(1) 総人口

新市の将来人口は、人口が減少しているこのままのすう勢が継続すれば、令和 2（2020）年に 55,098 人、令和 7（2025）年には 52,030 人と予測されます。

新市においては、安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくりと地域の個性を活かしたまちづくりを推進することで、住民の満足度の向上と定住の促進を図り、人口の維持、拡大に努めるものとします。

(2) 年齢階層別人口比

新市の令和 7（2025）年の年齢階層別人口は、0～14 歳が 5,488 人（総人口の 10.5%）、15～64 歳が 27,645 人（同じく 53.1%）、65 歳以上が 18,897 人（同じく 36.3%）になると予測されます。

新市においては、このような人口構造の予測を踏まえ、子どもからお年寄りまで、住民のだれもが暮らしやすいまちづくりをめざし、都市基盤の整備や住民の生活環境の向上に取り組むとともに、雇用の場の確保や子育て環境の充実、高齢者等の福祉の向上を図り、少子化の抑制、生産年齢人口の回復など、元気なまちにふさわしい、人口構造への転換をめざします。

■新市の将来推計人口（総人口 年齢階層別人口）

（単位：人、%）

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年		令和 7 年	
	(2000)	構成比	(2005)	構成比	(2010)	構成比	(2015)	構成比	(2020)	構成比	(2025)	構成比
総人口	65,463	100.0	63,046	100.0	61,713	100.0	58,105	100.0	55,098	100.0	52,030	100.0
0-14 歳	9,206	14.1	8,053	12.8	7,144	11.6	6,565	11.3	6,038	11.0	5,488	10.5
15-64 歳	39,015	59.6	36,851	58.5	35,943	58.2	31,580	54.9	29,433	53.4	27,645	53.1
65 歳以上	17,237	26.3	18,061	28.6	18,450	29.9	19,430	33.7	19,627	35.6	18,897	36.3

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年数値は国勢調査。

注)令和 2 年、令和 7 年の推計値はいずれも国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）』より引用。

注)人口及び構成比について、四捨五入等により年齢階層別人口の合計値と総人口は必ずしも一致しない。

注)平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の総人口には、不詳を含む。

第4章 新市まちづくりの基本方針

第1節 新市まちづくりの理念

1. 新市まちづくりの方向

■新しいまちづくりの基本となる考え方

- ・安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり
- ・地域の個性を活かしたまちづくり

浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村は、中国横断自動車道広島浜田線、浜田港、三隅港、島根県立大学、医療、福祉機関など島根県西部の中心的な都市にふさわしい都市環境と美しい農山漁村の自然、固有の歴史文化といったふるさとの環境が共存している地域です。

一方、全国の多くの市町村と同様、当地域においても人口減少や少子・高齢化が進行しています。5市町村に共通するこうした地域課題や将来予測される広域的課題に的確に対応するには、これまで以上に質の高い行政サービスを安定的に提供することが必要です。

以上のような背景を踏まえ、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村は、「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」と「地域の個性を活かしたまちづくり」の2点を基本とする新しいまちづくりの推進により、魅力と活力に溢れ、21世紀に飛躍する、住民主体の新しいまちの実現をめざすものとします。

2. 新市まちづくりの理念

新市のまちづくりの理念を「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」とします。

青い海・緑の大地は、この地域の自然の美しさを表し、そこに住む人々の心の広さや情の深さ、たくましさを表しています。この地域に住む人々が海・山などの素晴らしい自然を大切にし、自治組織、民間、NPO、行政などが連携、協働のもと、自分たちのまちは自分たちの手で創り育てていくという情熱と、先人から受け継いだ文化、伝統を守り育て、農林水産業をはじめとしてこの地域をさらに発展させることにより、子どもからお年寄りまで自然や文化の息吹を感じとれ、輝いて暮らせるまちをめざします。

青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち

第2節 新市の将来像

21世紀前半は、地方自治にとって中央集権型システムから地方分権・自立を基本とするシステムへの大きな転換期といえます。このような転換の時代にあって、活力と魅力溢れるまちを実現するには、新市の住民、行政、関係機関が協働によるまちづくりを進めていくことが、これまで以上に求められます。

このため、「安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり」、「地域の個性を活かしたまちづくり」からなる本構想の基本となる考え方に基づき、重点プロジェクトをはじめとするまちづくりを住民自治組織等と行政の協働により取り組むこととします。

その上で、「住民主役の地域コミュニティが躍動するまち」「歴史と伝統ある地域文化を活かした芸術文化のまち」「質の高い学習・教育基盤が整う学びのまち」「環日本海、山陽地域との国際・都市交流を進める交流と連携のまち」「健康で安心して暮らせる保健・医療・福祉が連携するまち」「海、山、川、田園など自然環境を活かした潤いのまち」「情報・交通基盤が整い、活力を生む都市機能に優れたまち」「地域の資源・個性を活かし、将来の発展を支える産業を創造するまち」の8項目を新市の将来像とし、目標の共有化を図るとともに、効率的で効果的な施策展開をめざすこととします。

■新市の将来像

(1) 住民主役の地域コミュニティが躍動するまち【地域づくり】

住民一人ひとりが主体的にまちづくりに取り組み、行政、民間、NPO（民間非営利団体）などとの協働と補完による地域づくりの進むまちをめざします。

(2) 歴史と伝統ある地域文化を活かした芸術文化のまち【地域づくり】

地域固有の歴史や地域文化、芸能を保存・継承するとともに、多様な活用により新しい地域文化を創造する芸術文化のまちをめざします。

(3) 質の高い学習・教育基盤が整う学びのまち【人づくり】

学術・学校教育機関及び各地の公民館など既存の生涯学習施設と地域の活動が有機的に連携し、自ら学び、高めあう学びのまちをめざします。

(4) 環日本海、山陽地域との国際・都市交流を進める交流と連携のまち

【人づくり】

環日本海地域、山陽地域等との国際・都市間・地域間交流のための諸機能を活かし、さまざまな交流機会を創出することで、多様な人・文化・情報が集積する交流拠点としてのまちをめざします。

(5) 健康で安心して暮らせる保健・医療・福祉が連携するまち 【安心づくり】

住民だれもが健康に暮らすことができる環境と長い人生を安心しておくることのできる環境が整う保健・医療・福祉が連携するまちをめざします。

(6) 海、山、川、田園など自然環境を活かした潤いのまち 【環境づくり】

海、山、川、田園などからなる多様な自然環境が継承されるとともに、住民の環境保全意識の醸成とリサイクル社会を実現する潤いのまちをめざします。

(7) 情報・交通基盤が整い、活力を生む都市機能に優れたまち

【基盤づくり】【産業づくり】

地域内を結ぶ便利な道路網と広域的な社会・経済活動を促進する高速道路網を核に鉄道、港湾など各種交通基盤のネットワークの充実と、高速情報通信網による情報ネットワークが整備された、活力を生む都市機能に優れたまちをめざします。

(8) 地域の資源・個性を活かし、将来の発展を支える産業を創造するまち

【産業づくり】

地域の農林水産資源を中心とした地域資源を有効に活用し、後継者育成対策と製品の価値を高めるブランド化を図り、既存産業の幅広い連携により、食を基軸とした6次産業※づくりをめざします。また、工業団地等への積極的な企業誘致策を展開するとともに、地場産業の育成や起業支援に努め、これからの時代にあった活力に富んだ産業づくりをめざします。

※6次産業：農業が1次産業のみにとどまることなく、2次産業（農畜産物の加工・食品製造）や3次産業（卸・小売、情報サービス、観光など）にまで踏み込むこと（1次×2次×3次＝6次）。

第3節 新市まちづくりの仕組み

■浜田那賀方式自治区の設置

(1) 浜田那賀方式自治区

市町村合併により、その大部分が中山間地域となる新市において、市部中心の施策になるのではないかと、住民の意見が行政に反映されなくなるのではないかと、地域の特性や伝統、また、地域コミュニティがどうなるのかといった、不安や心配の声があります。

これらの不安や心配を解消するシステムとして考えられたのが「浜田那賀方式自治区」です。自治区では地域のことは地域で解決し、安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」できめ細かなまちづくりを推進し、地域の不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって連帯感を深めていくという新しいまちづくりが「浜田那賀方式自治区」です。

(2) 自治区

地域住民の声を反映した、きめ細やかなまちづくりを推進するため、旧市町村単位に自治区を設け、自治区に区長を置き、地域協議会を設置します。

(3) 設置期間

自治区については、新市において自治区設置条例を設けて設置します。

自治区の設置期間は、令和3年3月31日までとします。

(4) 自治区長

①自治区長は、平成28年3月31日までは地方自治法第161条に規定する副市長とし、平成28年4月1日からは地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職とします。

②浜田自治区長は副市長が兼任します。

③自治区長は、浜田自治区長を除き、地域協議会の推薦、意見を尊重し市長が選任します。

④自治区長の任期は、4年とします。

(5) 地域協議会

地方自治法に基づく付属機関として、それぞれの自治区に地域協議会を令和3年3月31日まで設置します。

【所掌事務】

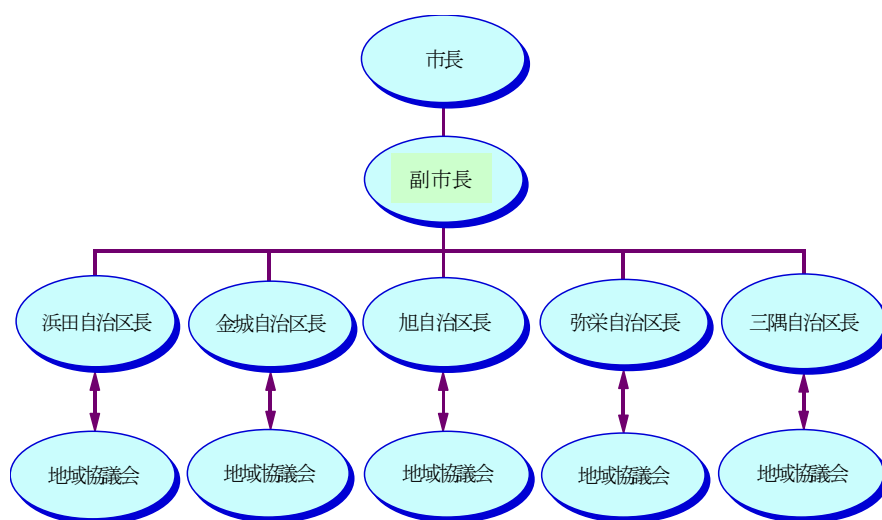
- ①地域協議会は、市長又は自治区長の諮問に応じ、自治区の区域（以下「当該区域」という。）にかかる次の事項について審議します。
- ・新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
 - ・事務事業に関する事項
 - ・自治区長（浜田自治区長を除く）の推薦に関する事項
 - ・その他市長又は自治区長が必要と認める事項
- ②地域協議会は、必要と認める事項について協議し、市長又は自治区長に意見を述べることができます。

【組織】

- 地域協議会は、それぞれ委員15人以内で組織します。
- 地域協議会の委員は、当該区域に住所を有し、地域住民自治組織から推薦を受けた者のうちから、市長がこれを選任します。

【任期及び失職】

- 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とします。
- 委員の再任は妨げないものとします。
- 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失います。



(6) 本庁・支所

本庁を浜田市に、那賀郡4町村に支所をおくこととし、支所体制については、支所3部門体制を基本としつつ、災害時の対応に配慮した組織体制を講じます。

【本庁について】

- ・ 新市の重要施策や予算、自治区と市との役割分担等を協議決定する機関として、市長・自治区長等で構成する「政策企画会議」を平成 25 年度まで設置します。平成 26 年度からは庁議において審議を行います。
- ・ 本庁は旧浜田市の支所機能を併せ持つ組織とし、本庁機能として部予算、人事、また、本庁、支所間の総合調整を行う「総合調整室（係）」を設置します。
- ・ 平成 27 年度から「支所支援係」を設置し、各自治区の地域振興について企画・支援を行います。
- ・ 旧浜田市の自治区の事務所は本庁に置きます。

【支所について】

- ・ 平成 27 年度から各支所に「防災自治課」「市民福祉課」「産業建設課」を置く「支所 3 部門体制」とし、災害時に対応できる体制を整えます。
- ・ 自治区の事務所は支所に置きます。

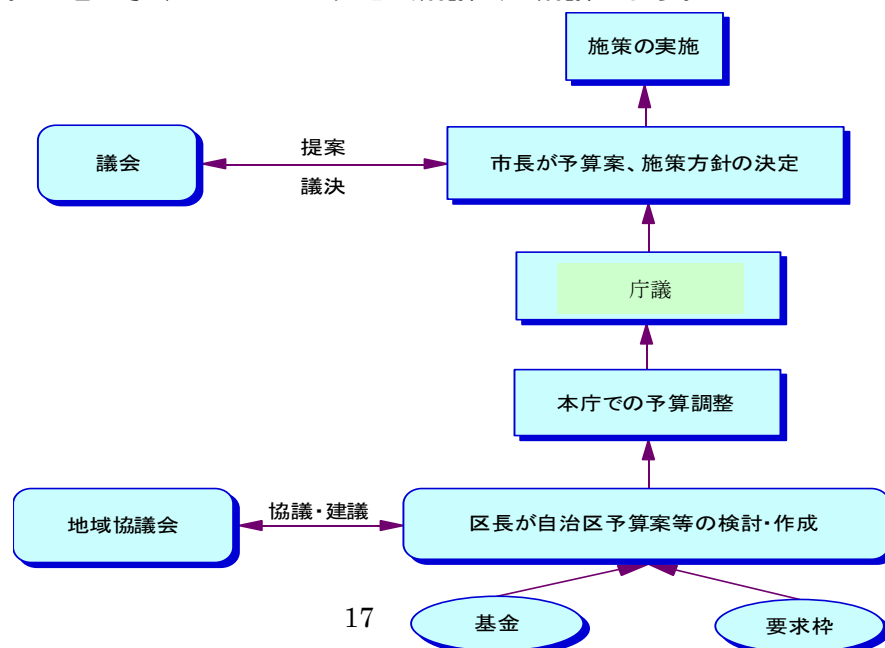
(7) 予算

新市から配分される要求枠と自治区の独自財源とも言える地域振興基金をもって、個性あるまちづくりを実施継続していきます。

- ・ 自治区に地域振興基金を設けます。

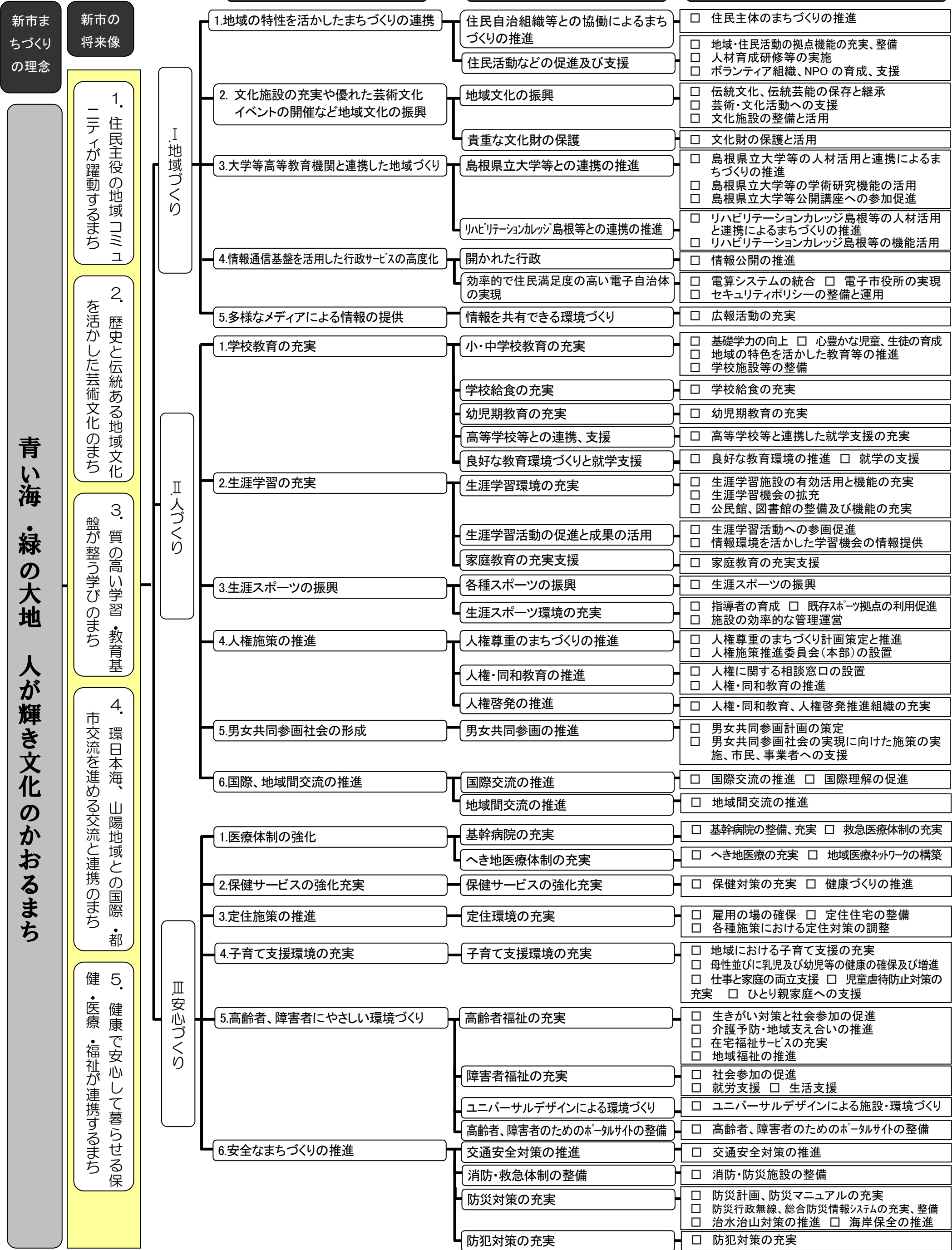
基金は効率的運用の観点から一本化し本庁で一括管理しますが、自治区ごとに枠（持分）を設けます。平成 28 年度からも、運用方法を見直した上で存続します。

- ・ 本庁は、国立病院機構浜田医療センター移転新築事業等の重点事業や人件費、公債費償還金等共通経費を確保した上で、自治区に概算要求枠を配分します。平成 28 年度からは、「枠」は設定しませんが、旧那賀郡 4 自治区の投資的経費を確保します。
- ・ 自治区は配分を受けた枠（投資的経費）と地域振興基金をもって、自治区予算の要求書を作成します。自治区事業については、地域協議会と協議します。



第5章 新市まちづくりの施策

第1節 施策体系



新市まちづくりの理念

新市の将来像

6. 海、山、川、田園など自然環境を活かした潤いのまち

7. 情報・交通基盤が整い、活力を生む都市機能に優れたまち

8. 地域の資源・個性を活かし、将来の発展を支える産業を創造するまち

青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち

施策項目	主要施策	主要事業
Ⅳ環境づくり	1.自然との共生をめざす環境保全	環境の保全 - 環境保全活動の推進 - 環境学習機会の拡充 - 森林の公益的機能の維持
		適正な土地利用の推進 - 適正な土地利用の推進 - 地籍調査の推進
		環境保全のための新エネルギーの導入 新エネルギーの導入
	2.地域特性を活かした景観形成の推進	地域特性を活かした景観づくり 地域資源や地域特性を活かした景観保全・景観形成事業の推進
Ⅴ基盤づくり	3.循環型社会の推進	循環型社会の推進 - ごみ減量化・資源化の推進 - 住民意識の醸成
	4.廃棄物処理対策の推進	適正なごみ処理の推進 - ごみ処理施設、リサイクル施設の充実 - 不法投棄防止のための監視体制の強化
	1.地域内道路ネットワーク及び高速交通ネットワークの整備	地域内道路ネットワークの整備 - 幹線道路の整備 - 地域内道路の整備
		高速交通ネットワークの整備 高速道路の整備促進
	2.交通機能の維持及び向上	浜田港、三隅港へのアクセス道整備 浜田港、三隅港へのアクセス道整備
		安全で快適な道路環境の整備 安全で快適な道路環境の整備
	3.交通弱者対策の推進と生活交通バス路線の維持確保	住民の生活交通手段の確保 - 公共交通機関の維持確保 - 生活交通システムの充実
	4.高速情報通信基盤の整備と地域間の情報格差の是正	高速情報通信基盤の整備 高速情報通信基盤の整備と活用
		高速情報通信基盤の活用 地域ポータルサイトの整備
		情報教育の推進 情報学習の推進
	5.テレビ・ラジオ難視聴解消対策及び移動通信用鉄塔施設整備など情報通信環境の充実	テレビ・ラジオ難視聴の解消 ケーブルテレビ網の整備
		移動型情報通信環境の充実 移動通信用鉄塔施設の整備
	6.上下水道等生活基盤の整備	上水道、簡易水道の整備と安全で効率的な管理運営 上水道、簡易水道施設等の整備
Ⅵ産業づくり		下水道等の整備促進 - 集合処理施設整備 - 個別処理施設整備
		住環境の整備 - 公営住宅等の整備 - 公園の整備
	7.都市基盤の整備	魅力的な市街地の整備 - 市街地の整備 - 街路及び市街地道路の整備
	1.農林業の振興	農業の振興 - 担い手の育成 - 農業生産基盤の整備 - 農地の維持・集積化、農地等の環境保全 - 地産地消の推進 - 農作物及び果樹・園芸作物の振興 - 特産品の生産振興 - 農産品加工の振興と6次産業化の推進
		林業の振興 - 育林の推進 - 林業生産基盤の整備 - 木質資源流通体制の整備 - 森林の環境保全
		畜産業の振興 - 畜産の振興 - 畜産バイオマス・エネルギーの活用
	2.水産業の振興	水産業の振興 - つくり育てる漁業の推進 - 漁協の再構築への支援 - 生産者や加工業者への支援 - 生産基盤の整備 - 担い手の確保、育成 - 山と海との交流の推進 - 内水面漁業の振興
	3.地場産業の振興	地場産業の振興 - 商工団体の育成 - 既存企業の振興
		商業の振興 - にぎわいのある中心市街地の整備 - 商店街の振興
	4.矯正施設を活用した地域振興	矯正施設との共生 受け入れ体制の整備
		矯正施設を活用した地域振興 - 建設事業の推進 - 運営事業の推進 - 地域再生の促進
	5.企業誘致の促進と浜田港、三隅港の活用	企業誘致の推進 企業誘致の推進
		浜田港、三隅港の活用 浜田港、三隅港を活かした経済交流の推進
	6.他産業との連携及び広域ネットワーク化による観光振興	観光産業の振興 - 地域伝統文化の情報発信、保存 - 地域資源を活かした都市交流の推進 - 観光振興のための広告宣伝活動の充実 - 観光団体への助成と観光事業の推進 - 情報発信拠点の整備
		産官学の連携による新産業の創出 - 産官学の連携による新産業の創出 - コミュニティビジネスの起業支援
	7.雇用対策の推進	雇用の安定 雇用の安定
		勤労者福祉の向上 勤労者共済制度の実施

第2節 施策の構成

本計画は、新市における一体的なまちづくりと地域の個性を活かしたまちづくりを基本とし、新市まちづくりの理念に基づく行政施策を推進する上で、指針となるものです。

そこで、めざす将来像の実現のため、財政計画を踏まえた、実効性の高い計画構成とします。具体的には、「施策」と「事業」からなる基本構成に、より優先度の高い事業を重点プロジェクトとして位置付けを設けることとし、計画期間内における確実な達成をめざします。

I 地域づくり

■基本となる施策方針

過疎化、少子高齢化などにより、コミュニティ※の姿が急速に変化する中で、住民一人ひとりがいきいきと夢のある生活が送れるまちをつくるため、地域住民が主役となり、有形、無形の地域資源を活用し、知恵や工夫を取り入れながら取り組めるよう、行政、民間、NPO などとの協働と補完による地域づくりの進むまちをめざします。

また、地域固有の歴史や文化、芸術を保存・継承するとともに、多様な活用により新しい地域文化を創造する芸術文化に富んだまちづくりを推進します。

■施策項目

- 1 地域の特性を活かしたまちづくりの連携
- 2 文化施設の充実や優れた芸術文化イベントの開催など地域文化の振興
- 3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり
- 4 情報通信基盤を活用した行政サービスの高度化
- 5 多様なメディア※による情報の提供

※ コミュニティ:人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

※ メディア:手段。方法。媒体。特に、新聞・テレビ・ラジオなどの情報媒体。

1 地域の特性を活かしたまちづくりの連携

■住民自治組織等との協働によるまちづくりの推進

住民自治を進めるにあたっては、住民自らが主体となって地域課題の解決に向けた取り組みをすることが求められます。

そのために公民館を単位として、自治会をはじめ地域で活動する高齢者・女性・若者等の各種団体で構成する「地区まちづくり推進委員会（仮称）」の組織化を促します。この新しい住民自治組織を中心に住民が地域課題を共有するなかで、解決に向けた地域振興計画を作成し、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取り組みができるよう行政においてもその環境を整えます。

また、全市的なまちづくりや住民自治を進めるなかで住民の声が新市の行政に反映できるよう、旧市町村単位に「自治区まちづくり会議（仮称）」、新市には「新市まちづくり会議（仮称）」を新たなまちづくりシステムとして構築します。

■住民活動などの促進及び支援

地域での取り組みやボランティア*活動など、多様な住民活動を支援し、活動拠点となる施設等の機能の充実を図ります。

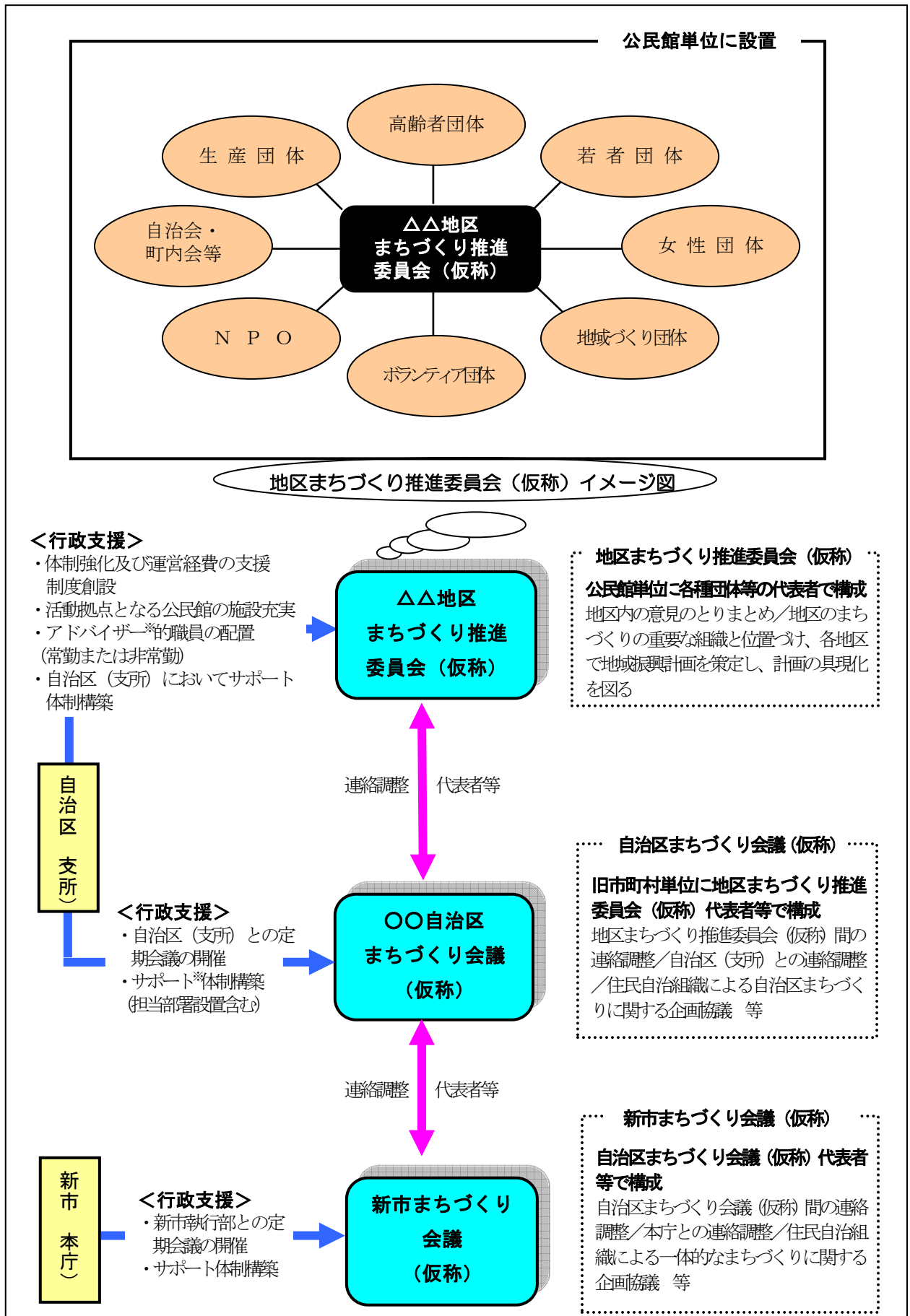
また、住民主体のまちづくりを推進するため、地域のリーダーとなる人材の育成に努めるとともに、地域づくりを補完するボランティア組織やNPOの育成、支援を進め、住民の参加、連携により、住民活動の一層の取り組みを促進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
住民自治組織等との協働によるまちづくりの推進	①住民主体のまちづくりの推進	- 住民自治組織の組織化とまちづくりシステムの構築 - 各まちづくり会議等への運営支援 - 地域振興計画の策定支援と計画に基づく活動助成 - 地域リーダーの育成
	②地域・住民活動の拠点機能の充実、整備	活動拠点となる公民館施設の充実
住民活動などの促進及び支援	③人材育成研修等の実施	研修会開催及び各種研修会参加支援
	④ボランティア組織、NPOの育成、支援	NPO等の育成支援

* ボランティア：公共福祉などのために自発的に奉仕活動をする人。

■新しい住民自治組織によるまちづくりシステム（イメージ）



※アドバイザー：助言者、忠告者

※サポート：支持、援助、支え

2 文化施設の充実や優れた芸術文化イベント※の開催など地域文化の振興

■地域文化の振興

新市各地で守られている、貴重な伝統文化や伝統芸能を継承するとともに、芸術文化イベントなど、多様な芸術・文化活動に関する取り組みを支援し、新しい住民文化の創出を促進します。

また、歳時記や風土記など後世に伝えたい地域の貴重映像を集めたライブラリー※の整備や地域文化情報を集積する文化施設の機能の充実や整備を推進し、地域PR※や地域学習への利用を通じて定住・交流人口の拡大を図ります。

■貴重な文化財の保護

有形、無形の文化財の保護、保存に努めるとともに、その有効活用により、住民の郷土意識の醸成を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
地域文化の振興	①伝統文化、伝統芸能の保存と継承	・ 石見地方の貴重な文化映像の保存（石見の貴重映像ライブラリー事業） ・ 文化連盟・協会・保存会の活動支援
	②芸術・文化活動への支援	・ 文化祭等の実施 ・ 芸術文化事業の推進
	③文化施設の整備と活用	・ 文化施設の活用推進
貴重な文化財の保護	④文化財の保護と活用	・ 各種文化財の調査、指定、保護

※ イベント:行事、催し物。

※ ライブラリー:図書館、図書室、文庫、蔵書。

※ PR:ピーアール活動、広報活動。

3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり

■ 島根県立大学等との連携の推進

地域に開かれた大学をめざす島根県立大学やリハビリテーション医療・福祉分野の技術を活かしたリハビリテーションカレッジ島根等と地域との連携によるまちづくりを進めるため、大学の学術研究機能の活用や、多様な人材と住民、民間、保健、福祉、医療、行政との協働機会の充実を図ります。

また、島根県立大学等の公開講座への住民参加を促進するほか、島根大学、放送大学、県内高等教育機関との連携を深め、生涯学習機能としての活用を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
島根県立大学等との連携の推進	①島根県立大学等の人材活用と連携によるまちづくりの推進	・ 大学を核としたまちづくり推進事業（若者活性化文化提供・地域住民交流・研究所としての活用等）
	②島根県立大学等の学術研究機能の活用	・ 県立大学支援事業（学生宿舎整備他）
	③島根県立大学等公開講座への参加促進	・ 公開講座の配信システム
リハビリテーションカレッジ島根等との連携の推進	④リハビリテーションカレッジ島根等の人材活用と連携によるまちづくりの推進	・ 高齢化社会に対応した医療、福祉の充実及び地域づくり推進事業（療法士、聴覚士の活用、若者文化の提供・地域住民交流・人材育成機関としての活用等）
	⑤リハビリテーションカレッジ島根等の機能活用	・ リハビリテーションカレッジ島根支援事業（地域医師会及び教育機関との連携強化）

4 情報通信基盤を活用した行政サービスの高度化

■開かれた行政

情報公開制度の適切な運用や、広聴事業の充実などにより、これまで以上に開かれた行政をめざします。

また、まちづくりの基本的なルール[※]の確立を検討し、行政への住民の参画機会を拡充します。

■効率的で住民満足度の高い電子自治体の実現

電算システムの統合や庁舎間の行政ネットワーク[※]の整備を進め、セキュリティ[※]に配慮しつつ、行政事務の効率化と住民にとって便利な行政サービスを提供できる環境の整備を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
開かれた行政	①情報公開の推進	・ 情報通信を活用した情報公開の推進
効率的で住民満足度の高い電子自治体の実現	②電算システムの統合	・ 次世代基幹系情報システム化事業 ・ 基幹系システム機器更新
	③電子市役所の実現	・ 情報系庁内 LAN の整備・保守・更新事業 ・ 庁舎間ネットワーク構築事業 ・ 汎用受付システムの導入
	④セキュリティポリシー [※] の整備と運用	・ セキュリティポリシーの整備と運用

※ ルール：規則。さまり。

※ ネットワーク：網の目のような組織。通信網、道路網、情報網。

※ セキュリティ：安全、安全保障、保安、防犯。

※ セキュリティポリシー：組織内の情報セキュリティを確保するための手順や対応策などをまとめた包括的な指針。

5 多様なメディアによる情報の提供

■情報を共有できる環境づくり

行政情報やまちづくりに関する各種の情報を住民に提供し、共有できる環境の向上を図るため、新市広報紙やホームページ※を充実するとともに、ケーブルテレビ※等による行政情報の提供に努めます。

このほか、各種関係機関が発行している広報紙等の媒体への情報掲載の協力を促すなど、多様な新市の情報を共有できる、環境の充実に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
情報を共有できる環境づくり	①広報活動の充実	・ ホームページの充実 ・ ケーブルテレビによる行政情報の提供

※ ホームページ: インターネットに接続した利用者が、情報を検索したり、データを取り出したりするための表紙画面。

※ ケーブルテレビ: アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル、光ファイバー・ケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は電話、インターネットにも用いられる。

Ⅱ 人づくり

■基本となる施策方針

次代を担う子どもたちの確かな学力と豊かな心を育む学校教育の充実を図るとともに、子どもたちの健全育成をめざした家庭教育の充実支援を図ります。あわせて、住民一人ひとりの豊かな「人間力」※の育成をめざし、さまざまな学習機会、情報の提供を行い、世代や目的に応じた、多様な学習ニーズに応える生涯学習の促進を図ります。さらに、住民だれもが生涯を通じて健康・体力・仲間づくりに取り組む環境の向上をめざし、生涯スポーツの振興を図ります。

また、多様な文化を理解できる広い視野をもつ人づくりを進めるため、国際交流、地域間交流の促進支援を図り機会の充実に努め、多様な人、文化、情報が集積する交流拠点としてのまちをめざすとともに、あらゆる差別や偏見の根絶をめざし、人権意識が日常生活に根付いた人権尊重のまちづくり、性別に関わらず、個人の能力を発揮できる社会の実現をめざすための環境整備、条件整備及び男女共同参画社会の形成に努め、豊かな心と文化を持つ人材育成のまちづくりを推進します。

■施策項目

- 1 学校教育の充実
- 2 生涯学習の充実
- 3 生涯スポーツの振興
- 4 人権施策の推進
- 5 男女共同参画社会の形成
- 6 国際、地域間交流の推進

※ 「人間力」については、自分自身の将来に夢を持ち、その実現のための自主独立意識を醸成し、積極的に自分自身で人生を創っていく意欲と「独創性」「創造性」に富み主体的に問題を考え、解決する行動能力と位置付けています。

1 学校教育の充実

■小・中学校教育の充実

未来を担う子どもたちの健全な育成を図るため、基礎学力の定着を基本に、個性を伸ばし豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進します。

教育上特別な支援を必要としている子どもに対しては、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。

また、地域の人材、環境、伝統文化などを活かした教育を推進し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校、家庭、地域社会との連携を深め、地域に開かれた学校づくりに努めます。

さらに、学校施設の整備充実を図るとともに、将来の少子化に対応する教育環境の充実を図ります。

■学校給食の充実

学校給食の充実により、健康な身体の育成を図るとともに、学校生活を豊かにし、社会性を養います。

「食」についての指導充実を図り、望ましい食習慣の醸成と生活習慣病予防の啓発に努めます。

■幼児期教育の充実

地域のニーズに応じた幼稚園の充実を図るとともに、保育所と連携して発達段階に応じた教育の充実を図ります。

また、家庭や地域との連携を深め、未就園児を対象とした子育て支援活動の一層の充実を図るとともに、家庭の教育力向上を図ります。

■高等学校等との連携、支援

進路指導の充実、一日体験入学等を通じて高等学校等との連携を深めます。また、必要に応じて高等学校等への支援を行うとともに、奨学金事業を通じて、人材の育成に努めます。

■ 良好な教育環境づくりと就学支援

地域子ども達にとって良好な教育環境を提供するため、健康診断の推進や情報通信を活用した学校教育の充実を図ります。また、遠距離通学をはじめとする通学補助や教育相談機能の充実等、様々な子ども達の就学を支援することで、安心して学ぶことができる環境づくりを進めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
小・中学校教育の充実	①基礎学力の向上	・ 小人数授業、習熟度別事業の推進 ・ 読み書き計算の繰り返し学習の徹底 ・ AL（E）T派遣事業 ・ 学校図書整備事業
	②心豊かな児童、生徒の育成	・ 人権・同和教育の推進 ・ 道徳、福祉、健康安全、性教育の充実 ・ 体験学習の充実
	③地域の特色を活かした教育等の推進	・ 小中学校体験学習（乗馬体験事業等） ・ 学校における社会人活用事業 ・ スクールヘルパー事業 ・ 総合的学習の時間推進事業
	④学校施設等の整備	・ 施設整備計画の策定 ・ 学校耐震診断事業 ・ 小学校校舎改築・改修（補強）事業 ・ 中学校校舎改築・改修（補強）事業 ・ 学校体育館・プール改築・改修事業 ・ 学校給食センター移転新築・改修事業 ・ 学校ＩＴ化事業
学校給食の充実	⑤学校給食の充実	・ 学校給食の実施
幼児期教育の充実	⑥幼児期教育の充実	・ 地域ニーズに応じた幼稚園の充実・就園援助 ・ 保育所と連携した幼児期教育の充実
高等学校等との連携、支援	⑦高等学校等と連携した就学支援の充実	・ 進路指導の充実 ・ 遠距離通学費補助 ・ 奨学金事業の推進

良好な教育環境づくりと 就学支援	⑧良好な教育環境の推進	- 健康診断の充実 - 情報通信を活用した学校教育の充実 （教育用コンピューター管理事業・ケーブルテレビ学校導入事業等） - 教員住宅の改修
	⑨就学の支援	- 遠距離通学費補助 - 通学バス運行事業 - 奨学金支給事業 - 教育相談機能の充実 （心の教室相談員事業・教育相談員の設置・スクールカウンセラー事業） - 要保護・準要保護児童生徒の就学援助 - 不登校児童生徒適応指導教室の充実 - へき地児童生徒援助費補助事業の充実 - 特殊学級の充実

2 生涯学習の充実

■生涯学習環境の充実

既存の生涯学習施設の施設間連携を強化するとともに、機能分担やニーズに応じた事業展開の体制整備、ネットワーク化を進め、生涯学習環境の充実を図ります。

また、図書館や公民館、資料館、美術館等の情報ネットワークを整備し、蓄積されている生涯学習情報の共有化と提供を図ります。

特に、生涯学習の拠点として、公民館と図書館の機能を充実するため、整備を進めます。

■生涯学習活動の促進と成果の活用

公民館を拠点に地区まちづくり推進委員会（仮称）等が主体となった生涯学習活動を促進するため、地域の特色を活かした生涯学習活動への参画意欲と目的意識の醸成を支援するとともに、学習機会の情報提供及び生涯学習ボランティア制度の充実を図ります。さらに、学んだ成果を広く活かせる環境整備に努め、人材育成を図ります。

■家庭教育の充実支援

子ども達の健全育成のため、学社連携・融合を進め、学校、家庭、地域が一体となった教育活動を推進するほか、子育て関係機関・団体と連携を図り、教育の原点である家庭教育の充実支援を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
生涯学習環境の充実	①生涯学習施設の有効活用と機能の充実	- 社会教育連絡協議会等、生涯学習推進組織の運営 - 生涯学習への学校開放 - 社会教育指導員・地域教育コーディネーターの配置
	②生涯学習機会の拡充	- 各種講座の開催 - 視聴覚ライブラリーの充実 - 公民館主催事業の開催
	③公民館、図書館の整備及び機能の充実	- 公民館の整備（再掲） - 既存図書館の機能充実 - 図書館・図書館資料の整備 - 図書館情報化システム事業 - 図書館分館ネットワーク事業 - 公民館運営委員会の設置

生涯学習活動の促進と 成果の活用	④生涯学習活動への参画促進	・ 生涯学習ボランティア制度の充実 ・ 人材バンクによる地域人材の活用 ・ PTA 連合会、子ども会育成連絡協議会等への活動支援
	⑤情報環境を活かした学習 機会の情報提供	・ ホームページ更新 ・ 広報紙の発行 ・ I T 講習事業
家庭教育の充実支援	⑥家庭教育の充実支援	・ 家庭教育支援事業 ・ 教育活動総合支援事業 ・ 地域と学校が連携・協力した奉仕活動、体験活動推進事業

3 生涯スポーツの振興

■各種スポーツの振興

ひとり1スポーツの普及をめざし、だれもがスポーツ活動に参加できる環境づくりや、あらゆる世代が取り組める、生涯スポーツの振興に努めます。

また、スポーツを通じた地域間交流を推進します。

■生涯スポーツ環境の充実

指導者の育成、資質向上と地域間連携を図り、だれでも取り組みやすいスポーツの普及を行うなど、スポーツ参加機会の拡充と技術力の向上に努めます。

また、スポーツ施設やアウトドア施設の効率的で利便性の高い運営などにより、広域的な利用促進を図ります。あわせて、スポーツ施設の全体整備計画を策定し、施設整備に努めます。

さらに、国のスポーツ振興基本計画に基づき、生涯スポーツ社会の実現に向け、地域スポーツ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの設立に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
各種スポーツの振興	①生涯スポーツの振興	・ 体育協会等のスポーツ活動支援 ・ 各種スポーツ大会の実施 ・ スポーツ教室、講習会の実施 ・ スポーツ振興審議会の設置
生涯スポーツ環境の充実	②指導者の育成	・ 体育指導委員の養成支援 (指導者養成講座等)
	③既存スポーツ拠点の利用促進	・ 社会体育施設・公園の運営・維持管理
	④施設の効率的な管理運営	・ 運動公園整備再編計画策定事業 ・ 体育館大規模改修

4 人権施策の推進

■人権尊重のまちづくりの推進

お互いの人権を認め合い、支え合う地域社会をめざし、人権尊重のまちづくりを進めます。このため、新市で人権尊重のまちづくり計画を策定し、総合的に取り組むための推進委員会を設置するなど施策の効果的な推進に努めます。

■人権・同和教育の推進

同和教育をはじめ、あらゆる差別をなくす実践力を培い、人権問題を自分自身の問題と捉え日常生活に浸透するための学習、研修を進めるため、学校等教育機関、職場、地域、家庭などが一体となった教育活動の取り組みを促進します。

■人権啓発の推進

新市全体で人権尊重のまちづくり実現に向けた取り組みを充実するため、市民と行政が一体となったネットワーク化と主体的に取り組む団体、グループ※の育成支援を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
人権尊重のまちづくりの推進	①人権尊重のまちづくり計画策定と推進	・ 人権尊重のまちづくり計画策定
	②人権施策推進委員会(本部)の設置	・ 人権施策推進委員会の設置
人権・同和教育の推進	③人権に関する相談窓口の設置	・ 人権に関する相談窓口の設置
	④人権・同和教育の推進	・ 学校等教育機関、職場、地域、家庭などが一体となった人権・同和教育の推進
人権啓発の推進	⑤人権・同和教育、人権啓発推進組織の充実	・ 推進団体、グループの育成支援

※ グループ:人々の集まり。集団。仲間。

5 男女共同参画社会の形成

■男女共同参画の推進

男女の人権が平等に尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会の実現をめざし、男女共同参画計画を策定します。

また、計画に基づき、地域特性を活かした男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
男女共同参画の推進	①男女共同参画計画の策定	・ 男女共同参画計画の策定
	②男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、市民、事業者への支援	・ 女性ネットワーク支援事業

6 国際、地域間交流の推進

■国際交流の推進

諸外国との友好交流を進めるとともに、留学生や外国人との交流事業などにより人的交流、異文化交流を深め、国際化に対応した人づくりに努めます。

■地域間交流の推進

海、山、田園など変化に富んだ新市の自然環境や、石見神楽などの地域文化を活かした地域間交流を推進し、子どもからお年寄りまで、幅広い交流機会を設けるよう努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
国際交流の推進	①国際交流の推進	- 子ども国際交流事業 - 国際交流団体の活動支援 - 海外青年招致事業
	②国際理解の促進	- AL（E）T派遣事業（再掲） - 国際交流員との交流の推進
地域間交流の推進	③地域間交流の推進	- 姉妹友好都市交流（国内）の推進 - 出身者会を通じた地域間交流の推進

Ⅲ 安心づくり

■基本となる施策方針

少子高齢化が進むなかで、保健・医療・福祉施策の充実、これからのまちづくりの重要な課題です。子どもからお年寄りまで住民のだれもが、心身ともに健やかに暮らせる環境が整った保健、医療、福祉が連携するトータルケア※のまちづくりを進めるとともに、火災や災害に強く、犯罪のない防災防犯体制の強化を図り、安心して暮らせるまちをめざします。

■施策項目

- 1 医療体制の強化
- 2 保健サービスの強化充実
- 3 定住施策の推進
- 4 子育て支援環境の充実
- 5 高齢者、障害者にやさしい環境づくり
- 6 安全なまちづくりの推進

※ トータルケア：全人的医療。病気の治療だけでなく、生活の質や精神面にまで医療活動を及ぼすもの。

1 医療体制の強化

■基幹病院の充実

基幹病院となる、独立行政法人国立病院機構浜田医療センターの施設、設備の充実を図るとともに、初期・二次・三次救急医療※の連携による救急医療体制を確立します。

■へき地医療体制の充実

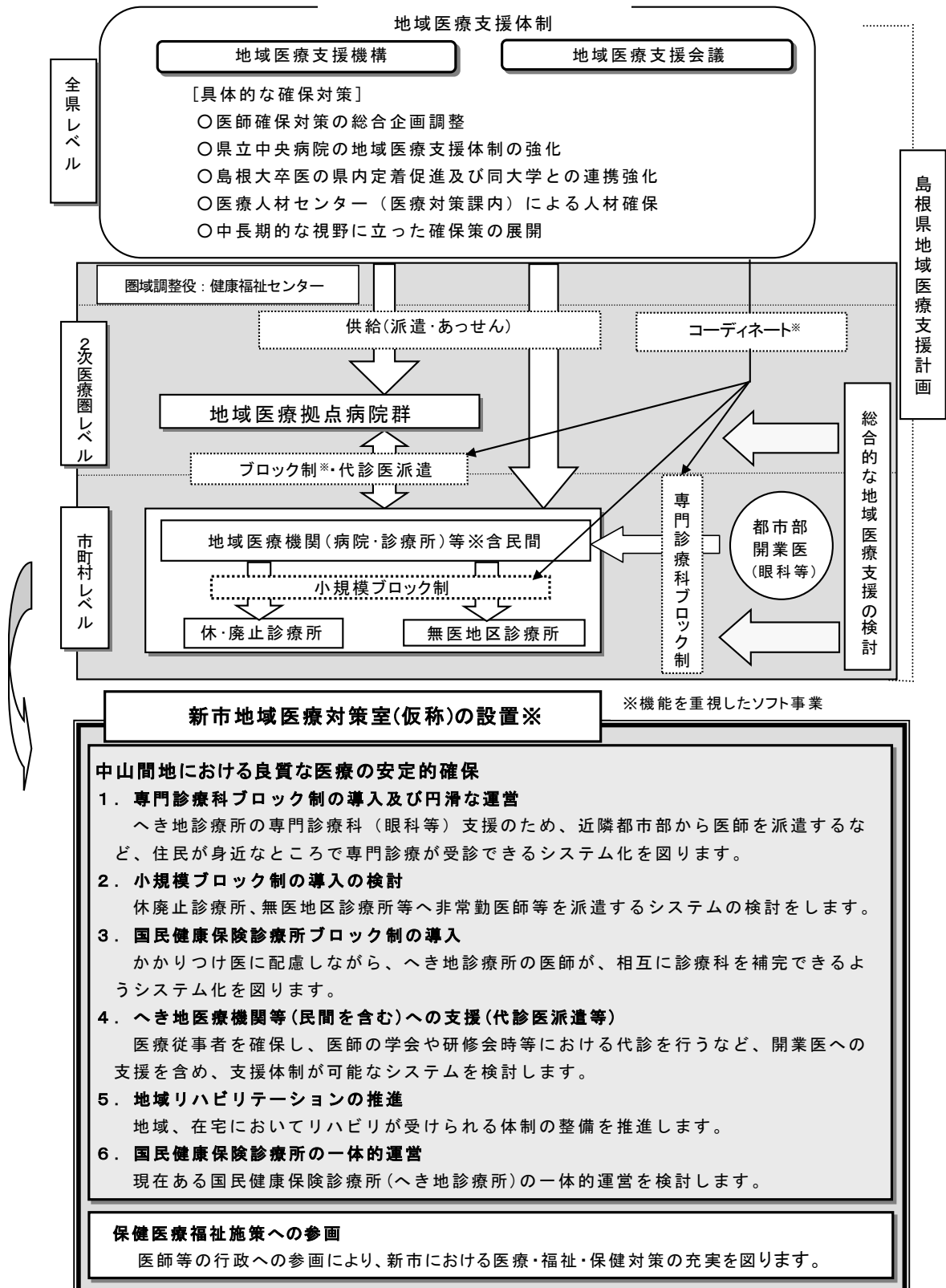
へき地での適切な医療サービスが受けられるよう医療体制の充実を図るとともに、基幹病院を中心に各地域の医療機関との連携を強化する地域医療ネットワークを構築し、医療機能の充実と効率的な医療の提供に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
基幹病院の充実	①基幹病院の整備、充実	・ 独立行政法人国立病院機構浜田医療センター移転・新築促進
	②救急医療体制の充実	・ 病院群輪番制病院運営の推進による休日・夜間等の救急医療体制の確保 ・ 休日診療所の充実 ・ 在宅当番医制事業による初期救急医療の確保 ・ 小児救急医療体制の整備
へき地医療体制の充実	③へき地医療の充実	・ へき地医師等の確保、代診医制度・施設環境の充実
	④地域医療ネットワークの構築	・ 基幹病院と各地域医療機関との連携強化

※初期・二次・三次救急医療：救急医療体制を構成する医療体制区分。日常的な救急患者の医療を外来診察で行う初期救急医療。入院治療が必要な重症救急患者を対象とする二次救急医療。二次救急医療で対応できない重篤な救急患者に対し高度な医療を行う三次救急医療。

へき地等医療確保体制イメージ図



※ コーディネート：調整する。調和をとる。組み合わせる。

※ ブロック制：拠点となる病院と近隣の診療所との間で週1、2日診療所医師が病院で勤務し、替わりに診療所では病院医師が専門診療を行う。学会や研修会出席時の代診を相互に行う医師の相互交流システムともなる。

2 保健サービスの強化充実

■保健サービスの強化充実

生活習慣病や感染症などに関する正しい保健知識と予防対策の普及啓発に努めます。また、健康診査の受診促進や生活習慣改善指導などにより、生涯を通じた健康づくりを進めます。

旧市町村の保健福祉センターなどを拠点とする、保健、福祉のネットワーク化を進め、連携の強化による地域の保健・福祉事業の充実を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
保健サービスの強化充実	①保健対策の充実	- 母子保健対策の充実 - 成人・老人保健対策の充実 - 精神保健対策の充実 - 歯科保健対策の充実 - 感染症対策の充実 - 食生活改善事業の充実
	②健康づくりの推進	- 健康づくり推進体制の整備 - 健康づくり計画の策定 - 健康づくり組織の育成 - 体力増進事業の充実 - 地域健康づくり活動の充実

3 定住施策の推進

■定住環境の充実

年々減少してきている人口問題等により地域社会の活力が減退していく中、定住施策の推進は最重要課題の一つであり、特に、地域活力の維持向上を支えるためには地域活性化の担い手である若年層の定住は欠かせません。定住を推進するためには働き場の確保など経済力の確保が必要であり、企業誘致や地場産業の育成、起業創業活動の支援を積極的に行います。また、住みやすいまちづくりをめざし、まちづくり活動などへの若者の意見を取り入れるとともに、幼年期からのふるさとを大切にする教育を充実させていきます。また、就労女性の増加等による結婚問題や少子化問題については、出会いの場づくりの支援や結婚奨励事業に取り組み、あわせて子育て支援策を充実することにより子どもを生んでよかったと思えるような施策に取り組みます。

定住環境の充実として、定住促進を目的とした若者住宅等の整備を進めるとともに、空家の活用など、地域特性を活かし、定住希望者のニーズにマッチ※した幅広い定住対策の充実を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
定住環境の充実	①雇用の場の確保	・ 企業誘致の促進 ・ 地場産業の育成 ・ 観光産業のネットワーク化
	②定住住宅の整備	・ 若者住宅等定住住宅整備事業
	③各種施策における定住対策の調整	・ 定住推進員の設置 ・ 定住奨励制度の充実

※ マッチ:よく調和していること。適合していること。

4 子育て支援環境の充実

■子育て支援環境の充実

母子保健、小児医療の充実や保育料の軽減などを図るとともに、子育てしやすい地域、職場、家庭環境づくりを進めます。

また、子育て支援機能の充実を図るとともに、関係機関の連携の強化により、地域やボランティア組織などによる子育て支援活動を促進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
子育て支援環境の充実	①地域における子育て支援の充実	・ 子育て支援センターによる子育て相談、交流 ・ ファミリーサポートセンター情報収集・提供 ・ 子育て支援ネットワークづくり ・ 保育所の整備 ・ 保育料負担軽減施策の実施 ・ 保育サービスの充実 ・ 私立保育所の運営支援 ・ ボランティア団体などによる子育て支援活動の育成支援
	②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	・ 子どもや母親の健康の確保 ・ 「食育」の推進 ・ 思春期保健対策の充実
	③仕事と家庭の両立支援	・ 放課後児童対策の充実 ・ 放課後児童クラブの充実
	④児童虐待防止対策の充実	・ 児童虐待防止ネットワークの確立
	⑤ひとり親家庭への支援	・ 母子・父子家庭への支援 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 母子生活支援施設の改修

5 高齢者、障害者にやさしい環境づくり

■高齢者福祉の充実

高齢者の生涯学習、生涯スポーツなどへの参加促進など、生きがいづくり対策を進め、個人の能力を発揮できる機会の拡充に努めます。

また、住民、行政、関係機関の連携の下、地域ケア[※]体制の強化に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実を図ります。

■障害者福祉の充実

疾病の予防、早期治療と医療・リハビリテーション[※]体制の充実を図るとともに、障害者の在宅サービスや施設サービスの充実を図ります。

また、障害者の住宅や移動手段の確保などの生活支援と、障害児教育などの充実や就労支援に取り組みます。

■ユニバーサルデザイン[※]による環境づくり

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、だれもが利用しやすい施設づくりや環境づくりを進めることで、高齢者や障害者の社会参加を促進します。

■高齢者、障害者のためのポータルサイト[※]の整備

高齢者や障害者の生活、社会参加、生きがいづくりを支援するため、高齢者や障害者に関わる情報をひとつのホームページに集積した「まめなかネット」の整備に取り組みます。

※ ケア：世話、保護、介護、注意。

※ リハビリテーション：身体障害者や精神障害者、事故や病気の後遺症をもつ人に行われる、最大限の機能回復、社会復帰をめざした総合治療・訓練。

※ ユニバーサルデザイン：だれもが快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

※ ポータルサイト：検索エンジンやリンク集を中心とし、メールサービスやチャット、掲示板など多くのサービスを提供する巨大なウェブサイト。インターネットの「入り口」（ポータル）となることからこのようにいう。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
高齢者福祉の充実	①生きがい対策と社会参加の促進	・ 生きがい対策の促進 ・ 社会参加の促進
	②介護予防・地域支え合いの推進	・ 介護予防の充実
	③在宅福祉サービスの充実	・ 在宅福祉サービスの充実 ・ 住宅改修助成 ・ 緊急通報システムの体制整備 ・ 在宅介護支援センターの充実 ・ グループリビング整備事業 ・ 家族介護支援
	④地域福祉の推進	・ 民生児童委員・社会福祉協議会の活動支援 ・ 地域コミュニティ福祉活動の推進
障害者福祉の充実	⑤社会参加の促進	・ 社会参加の促進
	⑥就労支援	・ 共同作業所の運営支援
	⑦生活支援	・ 生活ホームの運営支援 ・ 生活支援センターの充実 ・ 在宅福祉サービスの充実 ・ 医療費助成 ・ 通院交通費・タクシー等助成
ユニバーサルデザインによる環境づくり	⑧ユニバーサルデザインによる施設・環境づくり	・ 公共施設のバリアフリー化推進
高齢者、障害者のためのポータルサイトの整備	⑨高齢者、障害者のためのポータルサイトの整備	・ まめなかネット整備事業

6 安全なまちづくりの推進

■交通安全対策の推進

交通事故を抑止するため、住民の交通安全意識の醸成や交通安全設備の充実など、安全対策の充実に努めます。

■消防・救急体制の整備

災害対策に万全を期するため消防・防災施設の充実強化に努めます。特に、新分遣所設置をにらんだ初動体制の強化を図ります。また、消防本部、消防団の連携強化、教育訓練の充実、住民の防災意識の普及と災害弱者対策の推進を図ります。更に、救急需要の増大に対応するため高規格救急車の増強、救急救命士の養成による救急体制の充実に努めます。

また、島根県防災情報システムの有効活用を図り、効果的な情報提供体制を整備し、あわせて、通信指令システムの更新整備を行い、高度情報通信システムにより災害対応に万全を期します。

■防災対策の充実

震災・風水害対策の充実を図るために、地域防災計画、防災マニュアル※を充実し、迅速な初動体制の確立、適切な応急対策の実施に努めるとともに、人材の育成、防災訓練の実施に努めます。

また、防災行政無線の整備充実を図るとともに、高度情報通信基盤を活かした総合防災情報システムを整備し、効果的な情報提供、防災知識の普及啓発に努めます。

治水治山対策としては、保安林等緑資源の育成により、森林の保水機能を高め災害防備に努めるとともに、土石流や崖崩れなどの災害から住民の生命財産を守るために危険区域を明確にし、ダム建設事業、河川改修事業、治山事業、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進します。また、海岸保全事業により、海岸部の防災対策の充実を図ります。

※ マニュアル：手引き、便覧、必携。

■防犯対策の充実

多様化、凶悪化する各種犯罪から安全で住みよい社会を実現するため、警察等関係機関と連携して防犯対策を推進します。

また、社会環境や経済が複雑多様化していく事に伴い、住民の暮らしの中での悩みや心配事は増加する傾向にあるため、消費者トラブル等、住民が抱えるさまざまな問題についての相談機能を充実するとともに、関係機関との連携強化によって適切な対応に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
交通安全対策の推進	①交通安全対策の推進	- 住民の交通安全意識の醸成 - 交通安全設備の充実
消防・救急体制の整備	②消防・防災施設の整備	- 初動体制の強化 - 消防本部、消防団の連携強化 - 教育訓練の充実 - 住民の防災意識の普及 - 災害弱者対策の推進 - 救急体制の充実（高規格救急車の増強、救急救命士の養成等） - 効果的な情報提供体制の整備（島根県防災情報システムの有効活用・通信指令システムの更新整備等）
防災対策の充実	③防災計画、防災マニュアルの充実	- 震災・風水害対策を含めた地域防災計画、防災マニュアルの充実 - 住民防災体制の充実
	④防災行政無線、総合防災情報システムの充実、整備	総合防災情報システム
	⑤治水治山対策の推進	- 森林等緑資源の育成 - 治山事業、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進 - ダム建設事業 - 河川改修事業
	⑥海岸保全の推進	海岸保全事業の推進
防犯対策の充実	⑦防犯対策の充実	- 関係機関との連携による防犯対策の推進 - 地域の消費者政策の推進

IV 環境づくり

■基本となる施策方針

地域の大切な財産である美しい海、山、川、田園など農山漁村環境を守り育て、次代に継承するまちづくりを進めていくことは新市の住民の大切な役割です。単なる自然環境の保全に努めるだけでなく、環境への負荷の少ない循環型社会の推進、景観形成の推進などにより自然環境と社会基盤が調和した潤いのまちづくりを推進します。

■主な施策項目

- 1 自然との共生をめざす環境保全
- 2 地域特性を活かした景観形成の推進
- 3 循環型社会の推進
- 4 廃棄物処理対策の推進

1 自然との共生をめざす環境保全

■環境の保全

中国山地の豊かな森林環境、田園環境、美しい日本海の海洋環境など、多様な自然環境と生態系を保全していくため、住民自治組織等と行政の協働により、地域の美化活動やアダプトプログラム事業※等の環境保全活動に取り組みます。

特に、新市の大部分を占める森林については、地域のかげがえのない財産であり、水源かん養などの公益的機能を維持していくために適切な保全を図るとともに、あわせて、環境学習機会の拡充により、自然保護意識を高め、恵まれた自然環境を未来に継承していきます。

また、大気汚染、水質汚濁、騒音など環境への負担を低くし、健康で快適な生活環境の保全に努めるとともに、市民・行政・事業者の各主体が天然資源やエネルギーの消費抑制に努め、環境への負荷の少ない経済システムや生活スタイルを推進します。

■適正な土地利用の推進

国土利用計画に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、各種の開発事業にあたっては、自然環境の保全を考慮し、適正な土地利用を推進します。

また、公共事業の円滑な実施及び住民の財産保護の観点から計画的に地籍調査を推進し住民サービスの向上に役立てます。

■環境保全のための新エネルギー※の導入

環境保全につながるクリーン※なエネルギー環境をつくるため、風力、バイオマス※などによる新エネルギー導入に向けた研究開発を進めます。

※ **アダプトプログラム事業**: 市民と行政が協働で進める新しいまち美化プログラム。アダプト(ADOPT)とは英語で「～を養子にする」の意味で、道路や公園など一定区域の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化(清掃)を行い、行政がこれを支援する仕組み。

※ **新エネルギー**: 資源の制約が少なく、環境負荷の小さいクリーンなエネルギー。太陽、風力、地熱、水力などの「自然エネルギー」・「再生可能エネルギー」、ごみ焼却廃熱や下水熱などの「リサイクルエネルギー」、コージェネレーション(燃料を燃やして発電する際に生じる余った蒸気や熱水を暖房・冷房などに利用するシステム)などの「高効率エネルギー」がある。

※ **クリーン**: きれいな、汚れない。

※ **バイオマス**: 生物群をエネルギー源として利用する(メタン抽出など)方法

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
環境の保全	①環境保全活動の推進	- 環境保全活動の充実 - 市民一斉清掃の実施 - アダプトプログラムの推進 - ボランティア清掃袋の提供 - 水質測定、騒音測定等の実施 - 環境に配慮した行動の推進
	②環境学習機会の拡充	体験学習、ボランティア活動の推進
	③森林の公益的機能の維持	森林の保全・整備の推進
適正な土地利用の推進	④適正な土地利用の推進	適正な土地利用の推進
	⑤地籍調査の推進	地籍調査事業
環境保全のための新エネルギーの導入	⑥新エネルギーの導入	地域新エネルギー推進事業

2 地域特性を活かした景観形成の推進

■地域特性を活かした景観づくり

住民意識の高揚により、森林景観、田園景観、海岸景観などの地域景観や伝統的な景観の価値を高め、その保全、継承に取り組むとともに、地域の景観を良好なものにする修景事業を進めることにより、景観形成を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
地域特性を活かした景観づくり	①地域資源や地域特性を活かした景観保全・景観形成事業の推進	- 観光・道路案内板整備事業 - 地域の特徴となる地域景観・伝統的景観の保全、継承 - 修景事業の推進

3 循環型社会の推進

■循環型社会の推進

住民意識の醸成により、ごみの減量化、分別区分や排出方法の徹底を図るとともに、生ごみの堆肥化、減量化に関する方策を講じます。

また、家庭から搬出される家具などの不用品を有効活用するリサイクル工房を設置し、循環型社会構築のための啓発活動を推進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
循環型社会の推進	①ごみ減量化・資源化の推進	・ 分別区分や排出方法の徹底 ・ 生ごみの堆肥化・減量化に関する方策 ・ リサイクル工房の整備
	②住民意識の醸成	・ 分別収集・省資源対策に関する啓発活動の推進

4 廃棄物処理対策の推進

■ 適正なごみ処理の推進

広域連携を基本とする、ごみ処理、リサイクル施設の整備、充実を図るとともに、ごみの減量化、分別、リサイクルを進める運営体制の強化に取り組めます。

また、近年全国的に増加している、不法投棄の防止に努め、地域が一体となった監視体制を構築します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
適正なごみ処理の推進	①ごみ処理施設、リサイクル施設の充実	・ 広域によるごみ処理施設、リサイクル施設の整備
	②不法投棄防止のための監視体制の強化	・ 住民パトロール活動の促進

V 基盤づくり

■基本となる施策方針

快適で機能的な住み良いまちの実現に向け、地域を結ぶ便利な道路交通網と社会・経済活動を促進する高速道路網の整備を図るとともに、これらを核に鉄道や港湾、空港など各種交通基盤のネットワークの充実と高速情報通信網による情報ネットワークが整備された活力を生む都市機能に優れたまちをめざします。

また、上下水道等の生活基盤の整備などにより、暮らしやすい社会基盤が整備されたまちづくりを推進します。

■施策項目

- 1 地域内道路ネットワーク及び高速交通ネットワークの整備
- 2 交通機能の維持及び向上
- 3 交通弱者対策の推進と生活交通バス路線の維持確保
- 4 高速情報通信基盤の整備と地域間の情報格差の是正
- 5 テレビ・ラジオ難視聴解消対策及び移動通信用鉄塔施設整備など情報通信環境の充実
- 6 上下水道等生活基盤の整備
- 7 都市基盤の整備

1 地域内道路ネットワーク及び高速交通ネットワークの整備

■地域内道路ネットワークの整備

新市の拠点地域を有機的に結ぶ、国道や主要地方道を中心とした幹線道路と、全域を結ぶ地域内道路を整備し、住民生活の利便性の向上を図るとともに、地域間格差の是正を図るために、地域住民生活に直結する生活道についても条件整備を行い、新市まちづくりの基盤となる道路網を確立します。

■高速交通ネットワークの整備

新市と広島市を結ぶ、中国横断自動車道広島浜田線を核に、山陰自動車道の早期整備を促進することで、新市の高速交通ネットワークの充実を図ります。

また、既存の国・県道の機能向上を促進し、高速道路とあわせた広域的な道路ネットワーク化により、経済、文化の交流基盤を整備します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
地域内道路ネットワークの整備	①幹線道路の整備	・ 国道の整備促進 ・ 主要地方道の整備促進 ・ その他一般県道の未改良区間の解消
	②地域内道路の整備	・ 地域間・集落間を結ぶ道路網の整備 ・ 生活道の整備
高速交通ネットワークの整備	③高速道路の整備促進	・ 山陰自動車道の早期整備促進 ・ 中国横断自動車道広島浜田線の片側2車線化の促進

2 交通機能の維持及び向上

■ 浜田港、三隅港へのアクセス道整備

港湾整備を促進し、港湾の機能の充実を図るとともに、アクセス※道路の整備により、港湾、道路の交通ネットワークを形成し、浜田港、三隅港の利便性の向上を図ります。

■ 安全で快適な道路環境の整備

国、県道の歩道整備促進やバリアフリー化を進めるとともに、通学路・市街地・公共施設周辺の歩行空間整備による歩行者の安全性の向上、快適性の確保など、道路設備の機能構造の向上を図り、安全で快適な道路環境づくりに努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
浜田港、三隅港へのアクセス道整備	①浜田港、三隅港へのアクセス道整備	・ 道路の整備促進
安全で快適な道路環境の整備	②安全で快適な道路環境の整備	・ 市街地及び集落内における国、県道の歩道整備促進 ・ 弱者にやさしい道づくり

※ アクセス:接近、近づきやすさなどの意味。ある目的地への到達のしやすさを表すのに、アクセスがよい、などという。

3 交通弱者対策の推進と生活交通バス路線の維持確保

■住民の生活交通手段の確保

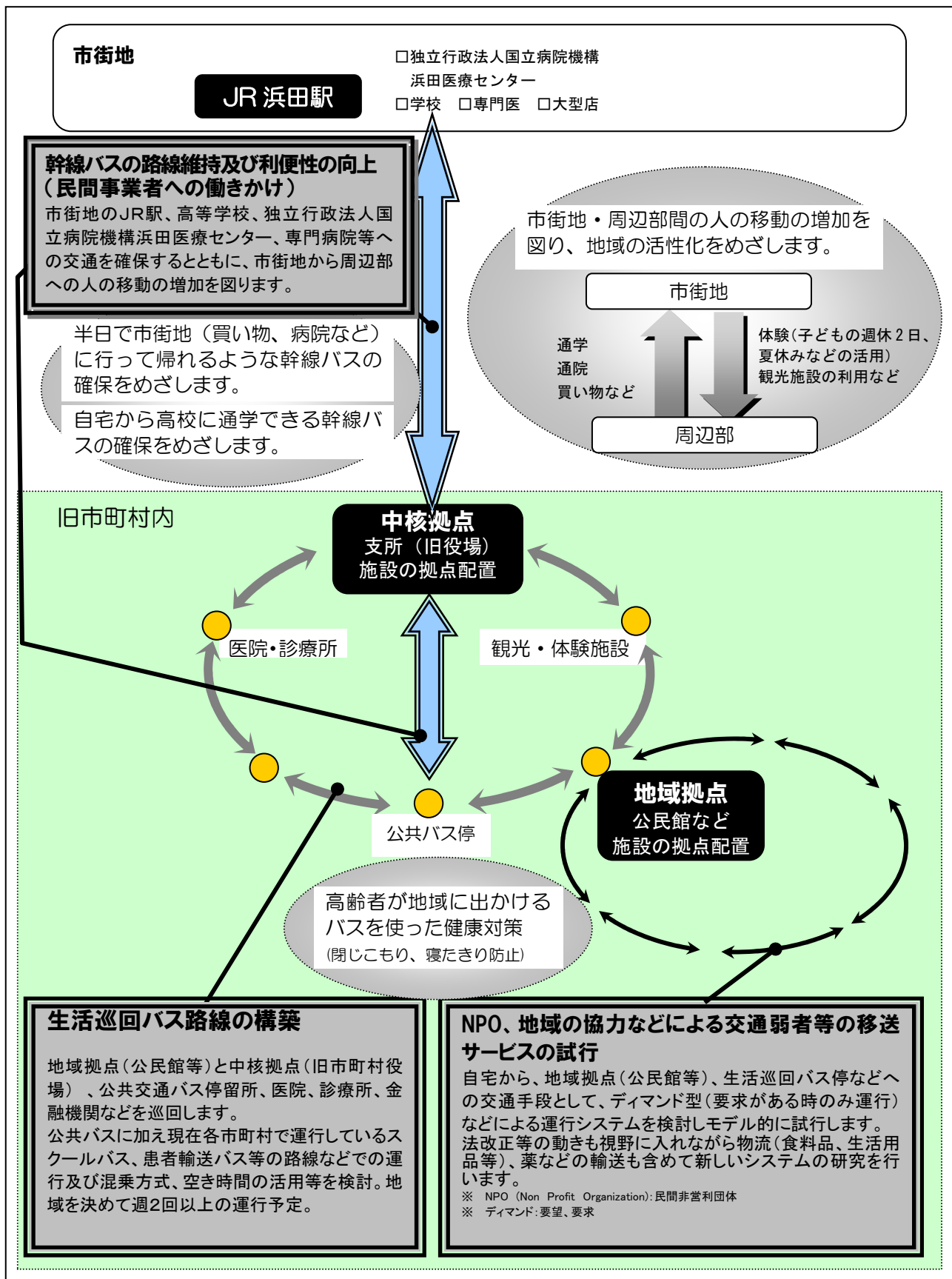
安心して、生活を営んでいくための移動手段を確保していくため、合併後早期にサービス、負担等を踏まえた生活交通ネットワークの整備に向けた具体的な検討を行います。

特に、利便性の高い生活交通ネットワークを整備していくため、新市において必要となる市街地（浜田地域）と周辺部との連絡網と旧市町村内での生活交通網を連動させたバス交通システムの構築をめざし、幹線バス（公共交通機関）の路線維持及び利便性の向上を民間事業者へ働きかけるとともに、旧市町村の中核拠点を起点とした交通不便地の生活巡回バス路線の構築、地域、NPOなどの協力による地域内の交通弱者等移送サービスの検討を進めていきます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
住民の生活交通手段の確保	①公共交通機関の維持確保	・ JR駅、高等学校、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター、専門病院等へ連絡する幹線バスの維持確保・利便性の向上（民間事業者への働きかけ）
	②生活交通システムの充実	・ 旧市町村の中核拠点を起点とした交通不便地の生活巡回バス路線の構築 ・ 地域、NPOなどの協力による地域内の交通弱者等移送サービスの検討

■ 新市におけるバス交通システム(イメージ)



4 高速情報通信基盤の整備と地域間の情報格差の是正

■高速情報通信基盤の整備

だれにでも利用しやすく、快適な情報通信環境をめざし、旧市町村の取り組み状況を踏まえた新市の地域情報化計画を策定し、地域公共ネットワーク（学校、公民館、公共施設）と各家庭までの高速情報通信網の整備により地域間の情報格差の是正を図ります。

また、テレトピア構想※のモデル※地域の拡大、変更を含めた石見テレトピア計画の見直しを図ります。

■高速情報通信基盤の活用

産官学民の連携により地域に関するあらゆる情報やサービスをひとつのサイト※に統合したポータルサイトを整備するなど、高速情報通信基盤の有効活用を進め、住民生活の利便性の向上に努めます。

■情報教育の推進

だれもが手軽に情報機器を利用でき情報を共有できるよう、情報機器の操作方法や利用方法をわかりやすく学ぶことのできる情報学習機会を拡充します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
高速情報通信基盤の整備	①高速情報通信基盤の整備と活用	・ 地域公共ネットワーク整備事業 ・ 石見テレトピア計画の見直し
高速情報通信基盤の活用	②地域ポータルサイトの整備	・ 地域ポータルサイト整備事業
情報教育の推進	③情報学習の推進	・ 情報リテラシー※の向上を図る学習機会の充実

※ テレトピア構想:総務省がCATV、インターネット等の情報通信メディアを活用して地域の情報化を促進するもので、その具体化として各地の情報化の取り組みを行う地方公共団体を「テレトピア地域」として指定をし、補助事業の優先配分等の支援をすることで高度情報通信社会の構築を推進していくもの。

※ モデル:商品や事柄の標準となるもの。模範。手本。見本。

※ サイト:インターネット上で展開されている、個人や企業・法人のページのこと。ただし、「ホームページ」が個人の趣味の延長的な意味合いを持っているのに対して、何らかのサービスや商材を提供するページ、または専門的な分野の情報ページなど、社会的な目的をもっているページを指すことが多い。

※ 情報リテラシー:情報通信の仕組みや伝達される内容などを読み取る能力。

5 テレビ・ラジオ難視聴解消対策及び移動通信用鉄塔施設整備など情報通信環境の充実

■テレビ・ラジオ難視聴の解消

ケーブルテレビの整備などにより、テレビ・ラジオの難視聴地域の解消に努めます。

■移動型情報通信環境の充実

どこにいても必要な情報を受発信することのできる、いわゆるユビキタス社会[※]の到来を踏まえ、移動通信用鉄塔施設整備など移動型情報通信環境の充実を図ります。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
テレビ・ラジオ難視聴の解消	①ケーブルテレビ網の整備	・ ケーブルテレビ整備事業
移動型情報通信環境の充実	②移動通信用鉄塔施設の整備	・ 移動通信用鉄塔施設整備事業

※ ユビキタス社会:ユビキタスとはラテン語で「いたるところに遍在する」という意味。ユビキタス社会とは、生活や社会の至る所にコンピュータが存在し、コンピュータ同士が自律的に連携して動作することにより、人間の生活を強力に補助する情報環境。

6 上下水道等生活基盤の整備

■上水道、簡易水道の整備と安全で効率的な管理運営

上水道及び簡易水道の整備を推進し、水道未普及地域の早期の解消、水不足地域の解消に努めるとともに、より安全で効率的な水道事業を確立し、安定した生活用水の確保と、生活環境の維持向上に努めます。

■下水道等の整備促進

地域の状況に応じた手法により、下水道施設の整備を推進し、水資源の循環システムを構築します。

■住環境の整備

公営住宅等の需要の充足を図るとともに、高齢者や身体障害者にやさしいバリアフリーや省エネルギー対策等を行い、居住性に優れた質の高い住宅整備を推進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
上水道、簡易水道の整備と安全で効率的な管理運営	①上水道、簡易水道施設等の整備	・ 水道未普及地域解消事業等
下水道等の整備促進	②集合処理施設整備	・ 公共下水道整備事業 ・ 農業集落排水施設整備事業 ・ 漁業集落排水整備事業
	③個別処理施設整備	・ 浄化槽設置整備事業 ・ 浄化槽市町村整備推進事業 ・ 個別排水処理施設整備事業
住環境の整備	④公営住宅等の整備	・ 公営住宅等整備事業
	⑤公園の整備	・ 適切な配置計画に基づく公園整備

7 都市基盤の整備

■魅力的な市街地の整備

市街地の整備と土地区画整理などにより、魅力があり、活力を生む都市空間づくりを進めます。

また、街路樹の植栽や、歩行者等のコミュニティネットワークを補完する街路や市街地道路の整備を推進し、安全で利便性に優れた都市環境を整備します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
魅力的な市街地の整備	①市街地の整備	・ 安心歩行エリア整備事業 ・ シビックコア事業
	②街路及び市街地道路の整備	・ 街路樹の植栽 ・ 街路・市街地道路の整備

VI 産業づくり

■基本となる施策方針

農山漁村の資源を活用した特産品の生産振興や地産地消の推進など農林業、水産業、地場産業の振興により、食を基軸とした6次産業を創造する食のふるさとを育むまちをめざします。

また、旭拠点工業団地に誘致が正式決定した矯正施設の建設・運営にあたり、最大限の効果が受益できる対策を講ずるとともに、企業誘致や浜田港、三隅港の活用による商工業の振興、地域の産業と文化との連携を視野に入れた観光産業のネットワーク化などに地域一体となって取り組み、地域産業の振興と雇用環境、定住環境の充実を図ります。

■施策項目

- 1 農林業の振興
- 2 水産業の振興
- 3 地場産業の振興
- 4 矯正施設を活用した地域振興
- 5 企業誘致の促進と浜田港、三隅港の活用
- 6 他産業との連携及び広域ネットワーク化による観光振興
- 7 雇用対策の推進

1 農林業の振興

■農業の振興

農業従事者の減少や高齢化の進行などによる、耕作放棄地の増加を踏まえ、農業を生業とする中山間地域を中心に、農地の維持に取り組むとともに、中核的な農家、集落営農組織、農業生産法人等を中心に、自立をめざした支援を行い、担い手の育成と確保に努めます。

生産環境や農村生活環境など基盤整備を進めるとともに、特産品の生産振興を図り地産地消や農業の6次産業化を推進するなど、地域が活性化する農業施策を展開します。

また、鳥獣被害が拡大する中、対策事業を充実強化し、安心して農林業に取り組める環境をめざします。

■林業の振興

新市の豊かな資源である森林を守り、育てる観点から育林事業や水源かん養機能の保全など環境の整備を図るとともに、林業生産基盤を整備し、地元材の有効活用や特産林産物の振興、森林バイオマス事業などを推進することで、生産性の高い林業の振興に取り組み、雇用の拡充に努めます。

また、森林の持つ多面的な機能を活かし、交流や保養の場としての森林空間の活用を図ります。

■畜産業の振興

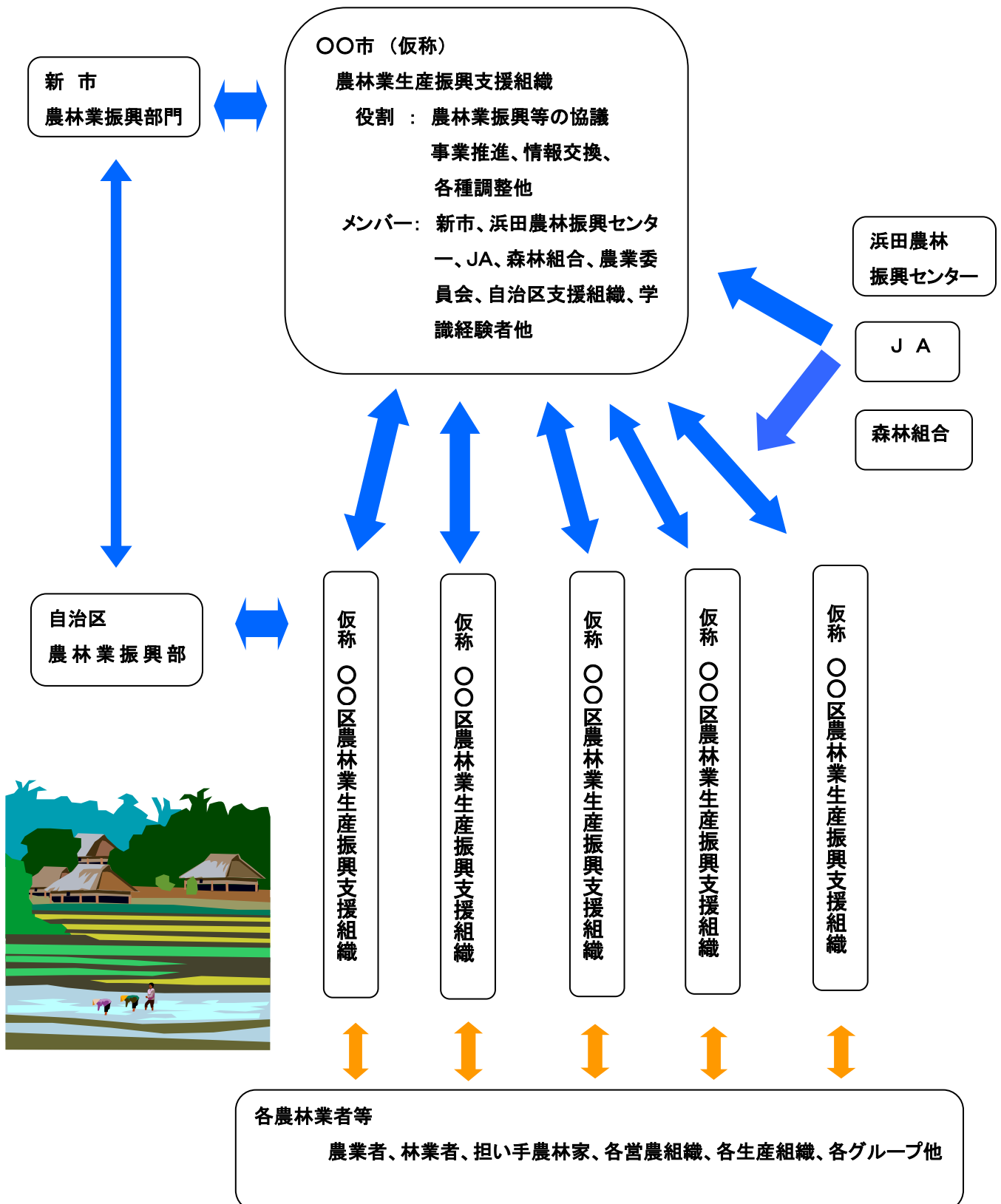
畜産業の経営改善や消費者に信頼される生産体制の充実を図るとともに、地産地消の推進により、消費の拡大に努めます。

また、畜産バイオマスについて推進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
農業の振興	①担い手の育成	農林業後継者・新規就農者の育成支援 (農林業振興奨学金貸付事業・農林業後継者等育成対策事業・若い農業者就農促進対策事業・新規就農対策事業)
	②農業生産基盤の整備	- 生産基盤の充実 (中山間地域総合整備事業・特定中山間保全整備事業・基盤整備促進事業・棚田整備事業等) - 旧畜産開発事業団金城牧場跡地活用事業 - 生産組織育成事業 - 交通基盤(農道)の整備 (広域農道整備事業・農免農道整備事業・一般農道整備事業・ふるさと農道整備事業)
	③農地の維持・集積化、農地等の環境保全	- 営農支援組織の育成 - 地域水田農業ビジョンの推進
	④地産地消の推進	地産地消流通システム構築支援事業
	⑤農作物及び果樹・園芸作物の振興	- 水田農業構造改革推進事業 - 農林業振興特別対策事業
	⑥特産品の生産振興	- 経営構造対策事業 - 農林業奨励対策事業
	⑦農産品加工の振興と6次産業化の推進	農村振興基本計画書作成事業(農振計画を含む)
林業の振興	⑧育林の推進	- 間伐・育林事業の促進 - 造林・保全整備事業の推進 - 特用林産物の振興
	⑨林業生産基盤の整備	林道・作業道の整備
	⑩木質資源流通体制の整備	- 浜田木材流通センターの機能強化 - 地域内産燻煙乾燥材使用住宅建築推進事業 - 地元材の有効活用
	⑪森林の環境保全	- 有害鳥獣捕獲助成事業 - 森林整備地域活動支援交付金事業
畜産業の振興	⑫畜産の振興	- 人工授精支援事業 - 基礎牛導入、優良牛保留対策事業
	⑬畜産バイオマス・エネルギーの活用	地域新エネルギー推進事業

〇〇市農林業生産支援組織イメージ図



2 水産業の振興

■水産業の振興

減少している水産資源に対応するため、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を展開するとともに、生産者、加工業者、漁協などの漁業関係者を支援するための施策を展開し、水産業の活性化に取り組みます。

また、水産加工品等の生産、販売を強化する6次産業化やブランド化を推進するとともに、森林の保全や河川浄化に積極的に取り組み、水産資源の確保増大を図り、生産性の高い漁業の振興に取り組みます。

このほか、内水面漁業についても、アユ・ヤマメなどの養殖、放流事業等に対する支援を進めていきます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
水産業の振興	①つくり育てる漁業の推進	・ 魚族増養殖事業 ・ 中間育成施設整備事業 ・ 増養殖場造成改良事業
	②漁協の再構築への支援	・ 漁協組織緊急再編対策事業
	③生産者や加工業者への支援	・ 漁業経営安定資金融資事業 ・ 新たな漁業経営チャレンジ事業
	④生産基盤の整備	・ 漁港整備改修事業 ・ 漁港漁場機能高度化事業
	⑤担い手の確保、育成	・ U I Jターン受け入れ支援 ・ 高等学校等との連携による担い手育成
	⑥山と海との交流の推進	・ 各種フェスティバル助成事業
	⑦内水面漁業の振興	・ 内水面漁業対策事業

3 地場産業の振興

■地場産業の振興

既存の地元企業の育成と各種地場産業の振興を図り、地域経済の活性化と雇用能力の拡充を促進します。

■商業の振興

中心市街地の整備にあわせ、民間による商業機能の集積を促進し、新市の商業核となる地域を形成します。

また、商工会議所、商工会を通じた支援により、住民生活に密着した、地域商業の機能強化を図り、魅力ある地域商業づくりを促進します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
地場産業の振興	①商工団体の育成	・ 商工業活性化育成事業補助金
	②既存企業の振興	・ 中小企業支援事業
商業の振興	③にぎわいのある中心市街地の整備	・ 民間による商業機能の集積促進
	④商店街の振興	・ 商工会議所、商工会の支援 ・ 地域生活に密着した商業づくり

4 矯正施設を活用した地域振興

■ 矯正施設との共生

矯正施設の建設が正式決定したことにより、住民が矯正施設を正しく認識し接していくことが受け入れ体制側の最も大きな課題です。

法務省の実施方針によりますと、PFI 手法の導入に伴う官民共同による運営や受刑者の社会奉仕活動を地域で実践することや、刑務作業や職業訓練は施設外で実施され、診療所は地域住民に開放されるなど、住民と矯正施設との関わりは非常に多くなることが予想されます。

説明会や勉強会を通して、住民が矯正施設に対しての正しい知識と社会的な意義を十分に理解し事業等への積極的な参加を促すなど、矯正施設と住民との真の共生となるよう努めます。

■ 矯正施設を活用した地域振興

平成17年3月に誘致が正式決定した矯正施設は、収容人員2000名と国内最大規模を誇り、平成20 年度に収容開始（予定）という計画がなされています。

矯正施設の建設・運営についてはPFI方式※の導入が決定しており、国の整備事業の方針として「地域との共生」が掲げられ、地域振興への貢献や地域資源の活用がうたわれています。

地元自治体として受刑者や施設に関わる職員、その家族を含めた人口増などによる各種税や地方交付税の増など公的効果はもちろんのこと、施設への食材提供や職員や家族の生活消費、施設への労働力提供など、この地域を含め石見地域最大の懸案事項であった農林水産業や商業の振興、雇用問題、定住促進などが大きく改善できる一大プロジェクト事業です。

新市として、矯正施設の建設に全面的に協力するとともに、島根県や関係自治体、地元経済界などと緊密な連携のもと、地域振興に向かって関係機関一丸となった運動や施策を展開していきます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
矯正施設との共生	①受け入れ体制の整備	- 啓発活動の実施 - 事業等への積極的参加
矯正施設を活用した地域振興	②建設事業の推進	矯正施設建設関連事業
	③運営事業の推進	矯正施設運営推進事業
	④地域再生の促進	- 農林水産業推進事業 - 商業活動活性化事業 - 労働力の提供、雇用の確保による定住化促進事業

※PFI方式：民間資金やノウハウ等を活用して公共施設を整備したり、公共サービスを提供するために導入された手法。民間企業が資金を調達して、施設の設計・建設から運営までのサービスを提供し、行政はサービスの内容や水準を決定し、監視などを行う。

5 企業誘致の促進と浜田港、三隅港の活用

■企業誘致の推進

旭拠点工業団地と中国横断自動車道広島浜田線及び浜田港、三隅港などを活かし、立地環境の優位性を高めることで、進出企業にとって魅力の高い支援策を検討し、地域における雇用の拡大に努めます。

■浜田港、三隅港の活用

浜田港における国際定期コンテナ航路の一層の充実を図るとともに、三隅港では石炭灰、フライアッシュ[※]などの建設資材を取り扱い、貿易の振興に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
企業誘致の推進	①企業誘致の推進	・ 旭拠点工業団地企業誘致事業
浜田港、三隅港の活用	②浜田港、三隅港を活かした経済交流の推進	・ 浜田港、三隅港振興事業

[※] フライアッシュ: 飛散灰。石炭の細かい燃えがら。火力発電所で集塵機で集めたものをセメントやれんがの製造に利用する。

6 他産業との連携及び広域ネットワーク化による観光振興

■観光産業の振興

浜田地区ふるさと市町村圏計画などに基づき、広域観光ネットワークの強化による滞在型の観光の推進や、新市の観光推進体制の整備に取り組めます。

また、生活交通バスなどと連携した、観光地を周遊する、統合型の交通システムを検討します。

■産官学の連携による新産業の創出

島根県立大学を核とする産官学の連携を推進し、共同研究、情報の共有化、成果を活かした新産業の創出に取り組めます。

また、地域課題解決型の小規模事業として注目されている、コミュニティビジネス^{*}の起業を支援します。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
観光産業の振興	①地域伝統文化の情報発信、保存	- 広域観光ルートの設定 - 新市の観光推進体制の整備
	②地域資源を活かした都市交流の推進	- 地域の観光資源の発掘・調査 - 石見神楽の振興 - ふるさと交流促進事業 - ツーリズム[*]による滞在型観光の推進
	③観光振興のための広告宣伝活動の充実	宣伝広告事業
	④観光団体への助成と観光事業の推進	観光協会助成事業
	⑤情報発信拠点の整備	情報発信拠点の整備
産官学の連携による新産業の創出	⑥産官学の連携による新産業の創出	企業・教育機関・研究機関・行政の連携体制の確立
	⑦コミュニティビジネスの起業支援	NPO 等育成支援とネットワーク化の促進

^{*} コミュニティビジネス：高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境資源の保全、商店街活性化など、地域コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、住民自らが主体的に地域の人材などを活かしてビジネスを展開し、地域の経済活性化をめざすもの。

^{*} ツーリズム：自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

7 雇用対策の推進

■雇用の安定

高齢化、就業形態の多様化などの雇用動向に対応するとともに若年労働者の地元定着と雇用機会を維持し、産業の活性化を図ることにより雇用の確保と安定化に努めます。

■勤労者福祉の向上

勤労者共済制度の実施により勤労者の健康と福祉の向上に努めます。

■ 主要事業一覧

主要施策	主要事業	事業概要
雇用の安定	①雇用の安定	- 関係機関との連携強化 - 産業の活性化支援
勤労者福祉の向上	②勤労者共済制度の実施	(財)島根県西部勤労者共済会運営費助成事業

第3節 計画推進のために

行政の財政事情が厳しさを増すなか、本計画を適正かつ円滑に実施し、新しいまちづくりを進めていくためには、行財政運営の効率化による財政基盤の強化を図ることが必要となっています。こうした点を踏まえ、計画の推進にあたっては、行政による限られた予算の中でより効率的効果的な事業推進を進めていくとともに、住民参画のまちづくりを推進し、行政と住民自治組織等が協働しながら政策運営を展開していくことが望まれます。

本節では、計画を推進するために必要なまちづくりの展開方針について以下に示します。

(1) 効率的かつ効果的な行政運営の推進

合併による行政の効率化のメリット※を発揮し、限られた予算を効率的効果的に活用し、住民満足度の高い事業を実施していくために、適正な行政組織の再編を進め、多様化する行政ニーズに対応できる職員の能力開発や成果を重視した事業運営を行っていきます。

■ 行政組織機構の再編

住民に密着した政策実現のための機能維持を前提に、管理的業務の本庁集中化や民営化、民間委託を推進するとともに、退職者の1/3採用方式を取り入れ、類似団体並みの職員数を目標に長期的な人員削減が図られるよう定員管理計画を作成し、行政組織の適正化に努めます。

■ 職員の能力開発

地方分権化による行政ニーズの高度化、多様化に対応できる行政運営を備えるため、専門職の養成をはじめ、多様な分野での研修指導を実施し、職員の能力の向上を図ります。

■ 成果重視型の事業運営

住民の暮らしやすさの視点にたち、住民ニーズに合致した効果的な行政サービスを展開していくため、行政評価制度※の導入により、目的と成果を重視したまちづくりを推進します。

(2) 地域の声を反映し、地域の自立を促す住民参画の仕組みづくり

情報公開を推進し、住民参画による地域づくり・まちづくりを進めます。特に、これからは住民自治活動の活性化や連携、相互支援やボランティア活動・NPO活動などを地域の健全な発展の柱として推進します。

■ まちづくり会議を核とした住民主体のまちづくりの推進

地区まちづくり推進委員会から新市まちづくり会議に至る新しい住民自治組織によるまちづくりを円滑に運営し、住民がそれぞれの地域の課題や意見を集約し、地域振興策を検討して行くシステムを構築していきます。

■ 情報公開による開かれた行政の推進

情報公開制度の適切な運営により、行政への住民の参画機会を拡充します。

■ ボランティア組織やNPOの活躍できるまちづくり

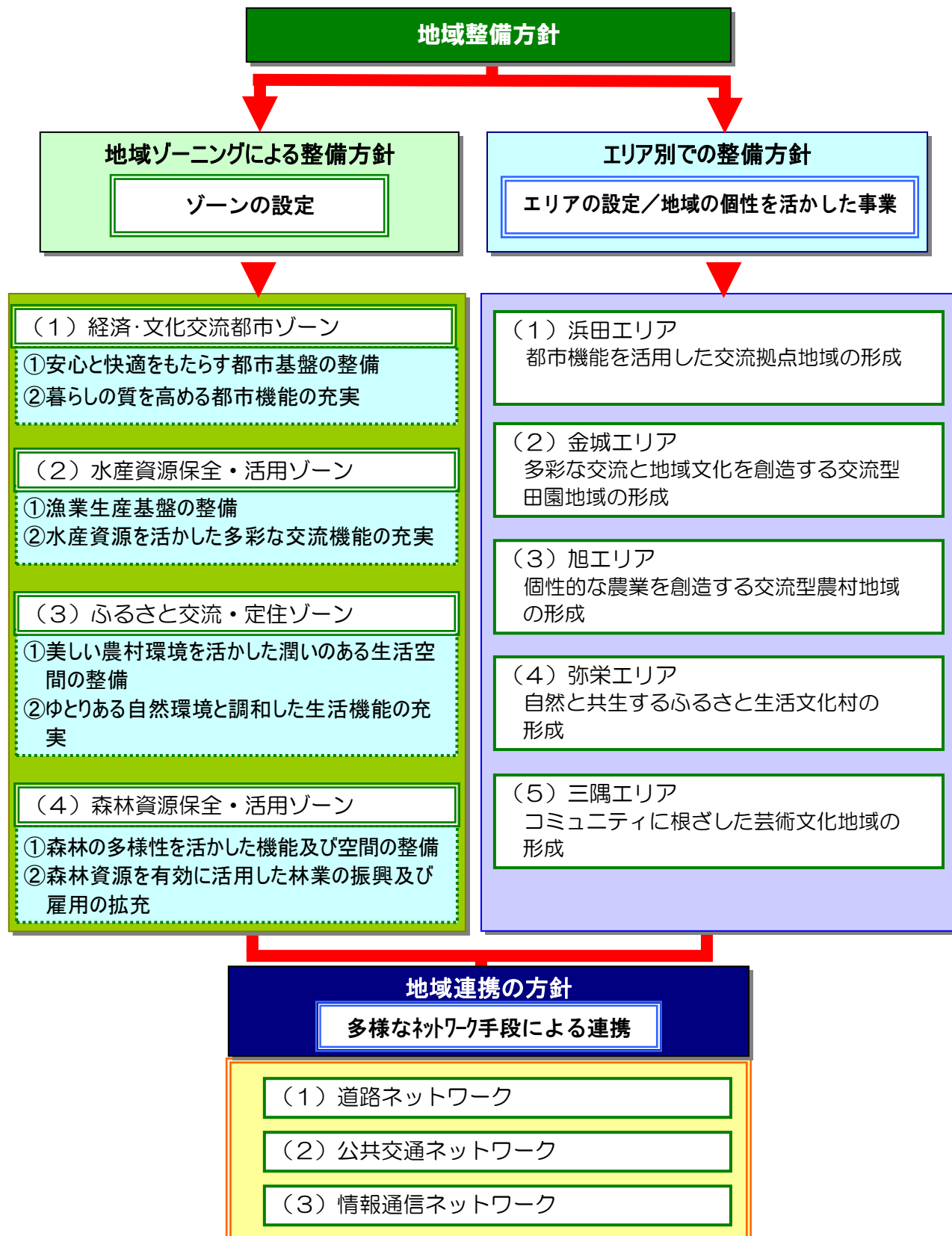
ボランティア活動やNPO活動に住民が積極的に参加し、取り組めるまちをめざし、組織の立ち上げを支援するとともに住民への関心を喚起し参加機会を拡大していきます。

※ メリット：長所、利点、価値。功績、業績。

※ 行政評価制度：自治体が行う政策・施策や事務事業について、予算や人材をどれだけ投入し、活動をどれだけ行い、結果として、市民に効果をどれだけもたらしたか、数値を利用しながら点検・評価し、その結果を公表するとともに改善・改革に繋げていく手法及びその仕組み。

第4節 地域整備の施策

1. 地域整備方針の体系



2. 地域ゾーニングによる整備方針

地域ゾーニングによる整備方針については、浜田市街地を中心とした経済・文化交流都市ゾーンと、地理的条件による水産資源保全・活用ゾーン、ふるさと交流・定住ゾーン、森林資源保全・活用ゾーンを設定し、各ゾーンで特色を活かした効率的で効果的な施策展開をめざします。また、地域の貴重な財産である豊かな自然や、この地域の基幹産業である農林水産業と、水源かん養機能を有する農地や森林を守り育てていくために、海辺部と農村部、山間地域の連携強化を図っていきます。

(1) 経済・文化交流都市ゾーン

浜田地域の市街地を経済機能と学習・学術文化に関する交流機能などが集積し、新市の中核拠点にふさわしい都市基盤を備えた「経済・文化交流都市ゾーン」として整備します。

【整備方向】

①安心と快適をもたらす都市基盤の整備

- ・高度情報通信網や道路網の充実など、機能的な都市基盤の整備
- ・良好な市街地整備、魅力ある中心市街地の整備

②暮らしの質を高める都市機能の充実

- ・広域的な公共交通網や高度医療体制など、安全・安心で快適な暮らしを支える都市機能の充実
- ・学習・文化・教育の環境など、暮らしの豊かさを創造する都市機能の充実
- ・産官学民の連携により新しい産業を創造する都市機能の充実

(2) 水産資源保全・活用ゾーン

日本海に面した海岸地域と、水産資源を有効に活用し、生産性の高い漁業振興と多彩な交流機能の充実を図る「水産資源保全・活用ゾーン」として整備します。

【整備方向】

①漁業生産基盤の整備

- ・蓄・養殖などによる水産資源の充実
- ・漁業生産基盤の整備

②水産資源を活かした多彩な交流機能の充実

- ・資源を活用した体験事業などの交流活動の充実
- ・6次産業化の推進による水産加工品等の生産、販売の強化

(3) ふるさと交流・定住ゾーン

浜田地域の郊外と金城・旭・弥栄・三隅の各地域を、美しい農村環境と生活基盤が充実し、都市との交流が促進される、便利で快適な定住機能を持つ「ふるさと交流・定住ゾーン」として整備します。

【整備方向】

①美しい農村環境を活かした潤いのある生活空間の整備

- ・良好な自然、生活文化に根ざした学習・教育環境の充実
- ・里山の公益的機能の保全による循環機能に優れた農村環境の整備
- ・親水環境の整備など水と緑の環境に親しむことができる公共空間の創出

②ゆとりある自然環境と調和した生活機能の充実

- ・居住環境の整備と利便性の向上

(4) 森林資源保全・活用ゾーン

中国山地に広がる山林地帯を、自然環境保全・レクリエーション・水源かん養・新たな資源活用など、豊かな森林の保全と多面的な活用を図る「森林資源保全・活用ゾーン」として整備します。

【整備方向】

①森林の多様性を活かした機能及び空間の整備

- ・公益性の高い水土保持林としての機能及び空間の整備
- ・交流・体験活動など、レクリエーション空間としての整備

②森林資源を有効に活用した林業の振興及び雇用の拡充

- ・地元材の有効活用、特用林産物の振興

3. エリア別での整備方針

新市においては、5市町村のこれまで進めてきたそれぞれのまちづくりの成果を踏まえ、今後も各地域が個性を発揮でき、相互に連携することで相乗効果をあげていくまちづくりをめざし、地域の個性を活かした事業を展開していきます。

(1) 浜田エリア ～ 都市機能を活用した交流拠点地域の形成

中国横断自動車道広島浜田線、浜田港、国道9号、JR山陰本線などの交通基盤、島根県立大学を核とした学術機能、高度医療基盤や情報通信基盤、浜田駅から西部につながる中心市街地を中心とした経済基盤など都市機能を活かした、幅広い交流による活力あるまちづくりを推進します。

■主な取り組み

- ・ 浜田駅北地区開発事業
- ・ 大学を核としたまちづくり
- ・ 浜田漁港瀬戸ヶ島地区の高度沿岸漁業基地づくり
- ・ 浜田港振興事業
- ・ 地域資源を活かした新産業創出・雇用の拡大

(2) 金城エリア ～ 多彩な交流と地域文化を創造する交流型田園地域の形成

美又温泉をはじめとする金城三泉、リフレパークきんたの里、ウエスタンライディングパーク、エクス和紙の館など地域資源を活用した個性的な交流機能、農林業をはじめとする地域産業の振興、郷土の先人「島村抱月」や「能海寛」などを輩出した地域文化の創造を実践するとともに、恵まれた自然環境・地理的条件を活かした交流型田園地域の形成を推進します。

■主な取り組み

- ・ 金城牧場跡地の利活用による農業の振興
- ・ 観光と連携した地域産業の振興
- ・ 子育て支援や高齢者福祉等の充実
- ・ 住環境の整備による定住の促進
- ・ 特色を活かした地域文化の創造

（３）旭エリア ～ 個性的な農業を創造する交流型農村地域の形成

豊かな自然の特性を活かした赤梨をはじめとする農産物、棚田を代表とした美しい農村景観、整備の進んだ農用地などの農業経営基盤と、アサヒテングストーンや旭温泉など滞在型観光拠点の集積を踏まえ、中国横断自動車道広島浜田線を活用した山陽との玄関口として、ふれあいと感動がこだまするまちづくりをめざした個性的な農業を創造する交流型農村地域の形成を推進します。

また、新設される矯正施設と地域が共生するため、地域の人材や資源の活用を図り、更なる旭エリアの特色づくりを進めます。

■主な取り組み

- ・ ふれあいと感動の交流事業展開、観光資源の有機的連携推進
- ・ 高付加価値農産品導入と生産・消費結合型農業の推進
- ・ 矯正施設と地域との共生による定住化、Ｕ・Ｉ・Ｊターン促進
- ・ にぎわいのある交流施設整備
- ・ ライフステージにそった保健、医療、福祉対策の推進

（４）弥栄エリア ～ 自然と共生するふるさと生活文化村の形成

地域特性に磨きをかけた「おいしい食べ物づくり」を核とした生命（地域）産業の振興や定住施策の推進、「山を守りつづける」ことによる森林の持つ公益的機能向上と資源の培養、ふるさと体験村を中心とした都市交流事業などの取り組みにより恵まれた自然と共生し、次世代に引き継ぐことのできる地域づくりをめざします。

■主な取り組み

- ・ 森林のもつ公益機能の向上と資源の培養
- ・ 風土を活かした食の魅力づくりと循環型環境保全農業の推進
- ・ へき地保健医療福祉の核づくりと介護基盤の整備
- ・ 都市生活者との交流促進と定住基盤整備
- ・ 自然体験学習環境の整備と泉源開発

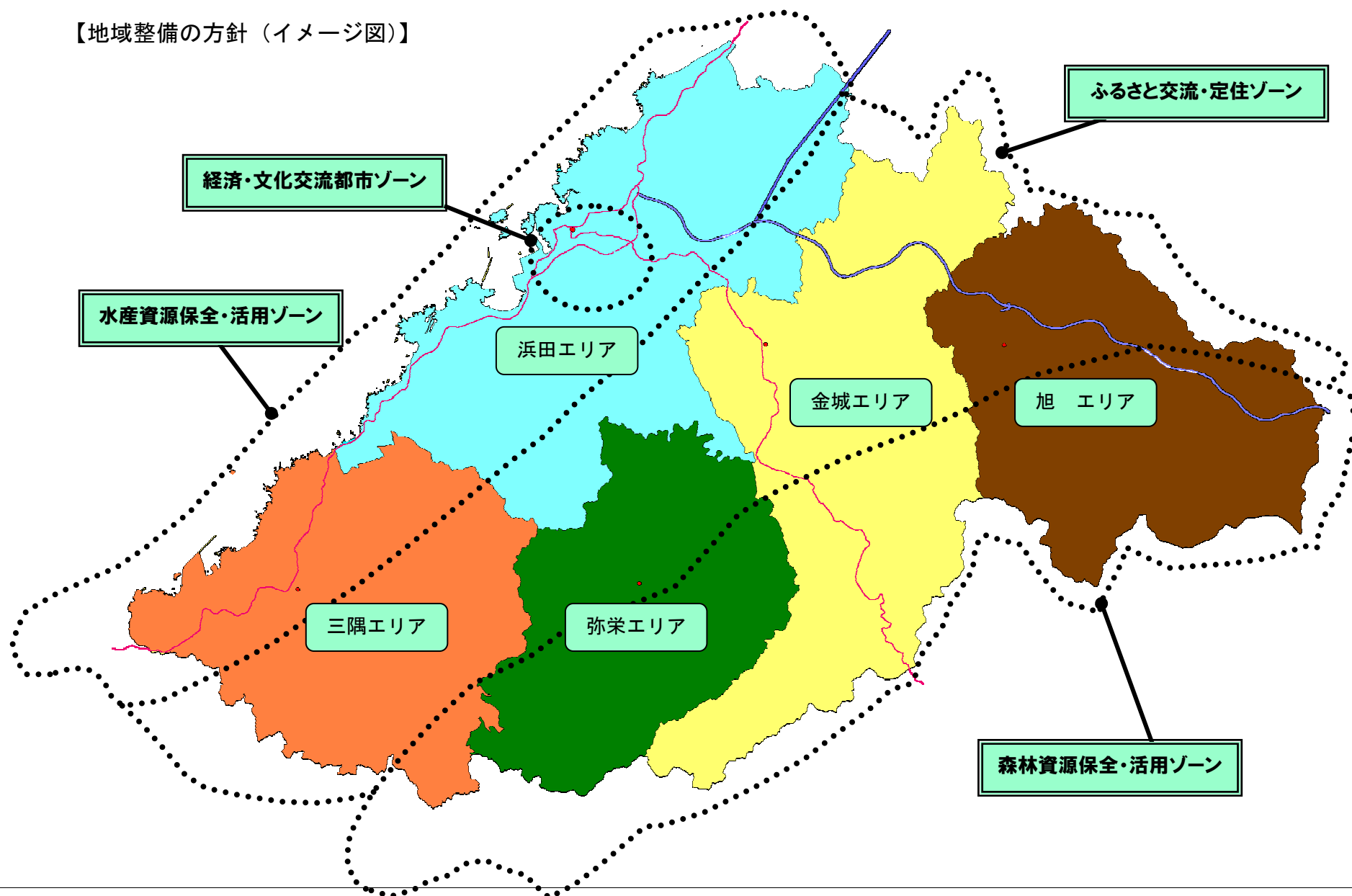
（５）三隅エリア ～ コミュニティに根ざした芸術文化地域の形成

石正美術館・ひゃこるネットみすみ・アクアみすみ・体育教育施設等を通じた芸術・文化、スポーツの振興と、自治コミュニティづくりといった取り組みの集積を踏まえた、地域資源の有効活用を図り、地域住民の自治活動を基盤とするコミュニティに根ざした芸術文化地域の形成を推進します。

■主な取り組み

- ・ 住民自治を基盤とするコミュニティ活動の推進
- ・ 石正美術館・アクアみすみを核とした芸術・文化・スポーツの振興
- ・ ひゃこるネットみすみを活かした地域情報化の推進と情報ネットワーク化
- ・ 生活基盤の整備と定住の推進
- ・ 生き生きと暮らせる地域づくりと生涯学習環境の充実
- ・ 営農支援組織の育成と活力ある農林漁業の振興

【地域整備の方針（イメージ図）】



4. 地域連携の方針

新市において、地域間・都市間の交流と連携の取り組みが、一層重要になることを踏まえ、道路・公共交通・情報による地域連携ネットワークを形成し、新市内及び広島圏など周辺圏域との連携を強化します。新市内においては、都市機能の充実を図り、新市の中心的な拠点と生活拠点とを連携ネットワークで結び、相互の連携によって住民生活の利便性を高めます。

①道路ネットワーク

中国横断自動車道広島浜田線や国道9号を広島圏や周辺圏域を結節する基幹的な都市間、地域間の交流・連携軸として位置付け、環境の整備・充実を図ります。あわせて、新市内外を結ぶ主要幹線道路の整備や、新市道の整備を進め、新市の交流ネットワークの充実を図ります。

②公共交通ネットワーク

バス交通を中心として、全市的な視点にたち中心的な拠点と各地域の生活拠点、生活拠点と地域内とを結ぶ公共交通のネットワーク化を図り、利便性の高い公共交通体系を確立します。また、JRをはじめとする広域交通機関との連携を図り、広域交通と地域内交通の結びつきを強化します。

③情報通信ネットワーク

ケーブルテレビなど高速大容量ネットワークの整備促進により、庁舎や各公共施設等を結ぶ情報ネットワークの確立等による電子自治体を推進し、各種の情報通信サービスを楽しむ環境を整備します。また、新市における情報伝達や各地域の生活情報等の受発信のほか、住民による自主活動等への活用を促進するなど、情報通信ネットワークの拡大を図ります。

第6章 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置と整備については、地域特性や公共施設の機能バランスや住民生活の利便性とあわせ、財政事情等を考慮しながら逐次検討を行います。

合併に伴い支所となる旧市町村庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう充分配慮する上で、各種公共施設間のネットワーク化により、機能の充実を図るとともに、旧市町村域のまちづくりをサポートする地域振興拠点として位置付けます。

また、地域における各種公共施設の利用・運営状況や目的等を踏まえ、適切な施設間連携・機能分担・施設統合等について充分検討することにより、各種公共施設の機能の充実を図っていきます。

以上から、新市における公共施設の適正配置に関する基本方針を次のとおり設定します。

■新市における公共施設の適正配置に関する基本方針

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 新市本庁舎・支所間ネットワークの形成2. 各施設の連携・機能分担・施設統合等による機能の向上3. 各施設のネットワーク化により機能の連携と向上を図るための統合整備 |
|--|

なお、公共施設の廃止や統合に伴う遊休施設の除却や利活用を進めるとともに、存続する公共施設においては防災・減災対策や長寿命化対策を行います。

第7章 重点プロジェクト

新市の将来像を実現するために、特に進める事業である重点プロジェクトを設定します。

(1) 住民自治組織の育成・強化

人・文化・地域が輝き、地域コミュニティが躍動するまちをめざして、地域住民組織自らがまちづくり、地域づくりを企画し、実行する住民自治の充実強化のための新しい仕組みを考えていきます。

- ・住民自治組織育成強化事業
- ・まちづくり助成事業
- ・地域リーダー育成事業
- ・伝統文化芸能保存継承事業

(2) 生涯学習の充実と若者に魅力あるまちづくり

学校施設の整備充実を図るとともに、小中学校を中心とした地域と連携した特色ある学校教育の推進、公民館・図書館など機能の充実や多様なニーズに応じた生涯学習体制づくりを推進します。

また、島根県立大学等を活用し、質の高い学習機会や市民の多様な交流・協働機会を確保することで幅広い分野で活躍できる人づくり・地域づくりを推進します。

- ・シビックコア事業（国施設の集合化、図書館、分庁舎、駐車場等の整備）
- ・魅力ある学校づくりの推進
- ・大学等を核としたまちづくり事業
- ・生涯学習・生涯スポーツ活動の推進
- ・公民館活動支援事業
- ・芸術文化事業の推進

(3) 人権尊重のまち、男女共同参画社会の実現

すべての人の人権が尊重され差別のないまちづくりに向け、人権啓発・教育を推進します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、制度を充実させるとともに、意識の改革を図ります。

- ・人権・同和教育推進事業
- ・人権尊重のまちづくり計画策定推進
- ・男女共同参画計画策定実施事業
- ・女性ネットワーク支援事業

(4) 支えあう福祉社会づくり

子どもからお年寄りまで健やかに楽しく暮らせるまちをめざして、地域、ボランティア団体、民間、行政などとの協働と補完により、保健・医療・福祉の充実と消防・防災体制の強化などを図り福祉社会づくりを推進します。

- ・保健サービス事業の充実
- ・子育て支援事業（保育料の軽減、特別保育の充実、放課後児童対策の充実など）
- ・介護予防事業の充実
- ・障害者支援事業
- ・常備消防施設整備事業
- ・防災行政無線整備事業

(5) 独立行政法人国立病院機構浜田医療センターの移転新築を中心とした医療・保健基盤の拠点整備とへき地の一次医療の確保

独立行政法人国立病院機構浜田医療センター、成人病予防センターなどの早期移転新築を働きかけ、医療・保健機能の集積した拠点として整備を推進し、高度医療、救命救急医療機能、検診・検査機能、リハビリ機能などの充実を図ります。

また、安心して、健やかに暮らせる地域づくりを進めるためにも、周辺部の一次医療体制の維持・確保を図ります。

- ・独立行政法人国立病院機構浜田医療センター（前国立浜田病院）移転新築事業
- ・救急医療体制の充実
- ・へき地医療確保体制の充実
- ・地域医療ネットワークの構築（基幹病院との連携）

(6) 環境保全の推進とリサイクル社会の推進

きれいで豊かな水をコンセプトとし、新市の大部分を占める森林の適切な保全による良好な水資源の確保と、上・下水道の整備促進を図ります。また、地域特性を活かした景観形成の推進、及びリサイクル社会の推進など、自然環境と生活基盤が調和した環境保全活動の推進を図ります。

- ・市民の森等の保全事業
- ・下水道整備事業
- ・ごみ処理施設整備事業
- ・リサイクル活動の推進
- ・環境・景観保全事業の推進

(7) 公共交通（バス）路線と連携した、交通不便地の生活循環バス路線の構築

バスなどの公共交通網のない地域への対策として、既存バス路線との調整を行い、通学、通院、買い物等への交通手段確保のため、新たに生活循環バス路線などの確保を図ります。

- ・バス交通システムの構築
- ・既存バス路線の効率化・利便性向上
- ・地域内交通弱者移送サービスの充実

(8) 山陰自動車道の早期建設及び新市内の拠点を結ぶ基幹道路の早期整備

県西部地域の振興を図るため、山陰自動車道の早期完成に向けた建設促進を図ります。

新市内の拠点を結ぶ基幹道路である、国道9号、主要地方道浜田八重可部線・浜田美都線・弥栄旭インター線、県道黒沢安城浜田線・三隅井野長浜線、那賀西部広域農道、石見西部広域農道、大規模林道などの早期整備を推進します。

- ・山陰自動車道（浜田三隅道路）の早期建設
- ・基幹道路の早期整備

(9) 高度情報通信ネットワークの充実

CATV（有線テレビ）、高速情報基盤（インターネット他）、携帯電話（移動通信用鉄塔）基盤整備などを全域に拡大し、情報通信のネットワークを図ります。

- ・CATV（有線テレビ）の整備
- ・CATV 自主放送チャンネルの活用
- ・地域ポータルサイトの構築
（インターネットにおける地域情報の入り口となるページの充実）

(10) 矯正施設を活用した地域づくり、浜田港・三隅港などの地域資源を活用した企業誘致の促進と産業振興の推進による雇用対策、定住促進

矯正施設を活用した地域づくりを推し進めるとともに、浜田港・三隅港などの地域資源を活用した企業誘致や産業振興に取り組み、雇用対策、U I J ターンの促進、定住促進を図ります。

- ・ 矯正施設関連事業
- ・ 企業誘致促進事業
- ・ 定住促進対策事業
- ・ 浜田港・三隅港振興事業
- ・ 地場産業の支援事業
- ・ 勤労者福祉の充実

(11) 農林水産業の生産基盤の強化と流通拡大及び地産地消の推進

新市の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、生産基盤の充実を図るとともに、新市において中山間地域農林業の生産振興支援組織を構築し、生産指導体制の充実への取り組み、特色ある産品づくりなどを推進します。また、地元農林水産物の一体的生産供給システムを確立し、学校給食、観光業者、商工業者などとの連携による安全でおいしい地元産品の活用と高付加価値・高イメージ化による流通拡大を進め、地域の特性と多面的機能を十分に活かしながら農林水産業をはじめとした産業振興を図ります。

- ・ 生産基盤の整備
- ・ 後継者及び生産組織の育成
(農林水産業の後継者及び新規就業者の育成支援、集落営農等の促進)
- ・ 農産物の産地化、所得向上のための生産指導体制の充実
- ・ 営農支援組織の育成
- ・ 有害鳥獣対策の推進
- ・ つくり育てる漁業の推進
- ・ 特産品の生産振興及び6次産業化の推進

(12) 広域交流と観光ネットワークの形成

地域資源を活かした特産品開発、ブランド化、農林漁業体験の充実、観光施設間の連携などにより滞在・体験型の観光地化を進め、大都市広島をはじめとする各地へのPR活動の強化を図り、産業の振興を図ります。

- ・ 情報発信拠点の整備
- ・ 広域観光推進事業
- ・ 国際、地域間、都市間交流の推進
- ・ 「アクアス」を核とした広域観光コースの発掘
- ・ ふるさと交流促進事業

第8章 島根県事業

新市における島根県事業の推進（再掲）

新市の一体性を高めるとともに、島根県西部の中心的な都市の形成を図るために、島根県と連携を図り新市まちづくり計画に掲げた将来像の実現をめざします。

島根県と連携を図り、国などに強力に働きかけていく主な事業

項 目	事 業 名	実施箇所等
安心づくり （基幹病院の充実）	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター移転 新築事業	浜田
基盤づくり （高速交通ネットワ ークの整備）	一般国道9号浜田三隅道路	浜田・三隅
基盤づくり （港湾の整備）	浜田港改修事業（新北防波堤）	浜田
産業づくり （林業の振興）	緑資源幹線林道事業 金城・三隅線	金城・弥栄 三隅

島根県が事業主体の主な事業

項 目	事 業 名	実施箇所等
人づくり （良好な教育環境づ くりと就学支援）	スクールカウンセラー事業	浜田
安心づくり （防災対策の充実）	石田川県単砂防事業	三隅
	白角川県単河川緊急整備事業	旭
	久佐川県単河川緊急整備事業	金城
	矢原川治水ダム建設事業	三隅
	浜田川総合開発事業（第2浜田ダム、浜田ダム再開 発）	浜田
	三隅港海岸侵食対策事業	三隅
	日脚海岸保全事業	浜田
環境づくり （環境保全活動の推 進）	田野原地区水源森林総合整備事業	弥栄
	三里地区（笠松）複層林型保安林整備事業	弥栄
	井野地区地域防災対策総合治山事業	三隅
基盤づくり （地域内道路ネット ワークの整備）	国道186号（上来原・小国地内）	金城
	浜田八重可部線（佐野、坂本工区）	金城・旭
	弥栄旭インター線（小坂～186号間）	金城・弥栄
	黒沢安城浜田線（長見地内）	浜田
	熱田インター線（浜田三隅道路接続）	浜田

	今福芸北線（久佐地内）	金城
	浜田美都線（田野原、木都賀工区）	弥栄
	美川周布線（穂出工区）	浜田
	黒沢安城浜田線（長見～小坂間）	浜田・弥栄
	黒沢安城浜田線（的野工区）	三隅
	三隅井野長浜線（芦谷～三隅間）	三隅
	三隅井野長浜線（田橋工区）	浜田
	波佐芸北線（波佐工区）	金城
	益田種三隅線（松原地内）	三隅
	浜田作木線（日貫トンネル、戸川工区）	旭
	田所国府線（宇野、大金、岩畳工区）	浜田
	桜江金城線（追原工区）	金城
	旭戸河内線（来尾工区）	旭
	旭戸河内線（来尾工区）	旭
基盤づくり （浜田港の整備）	浜田港港湾環境整備事業	浜田
基盤づくり （安全で快適な道路 環境の整備）	国道 186 号（河内工区、七条工区）	浜田・金城
	浜田八重可部線（丸原工区、越木地区）	旭
	浜田作木線（和田地内）	旭
	交通安全施設整備事業	新市
基盤づくり （住環境の整備）	内田県営住宅改修事業	浜田
	県立石見海浜公園整備事業	浜田
産業づくり （農業の振興）	小山 2 期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	浜田
	室谷 3 期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	三隅
	那賀西部 4 期地区広域営農団地農道整備事業	金城・旭
	石見西部 3 期地区広域営農団地農道整備事業	三隅
	佐野地区県営ふるさと農道整備事業	浜田
	美又地区一般農道整備事業	金城・旭
産業づくり （林業の振興）	足尾線県営林道開設事業	旭
産業づくり （水産業の振興）	漁港環境整備事業唐鐘漁港	浜田
	広域漁港整備事業浜田漁港（瀬戸ヶ島地区）	浜田
	広域漁場整備事業 島根地区石見中西部工区	浜田沖
産業づくり （企業誘致の推進）	旭拠点工業団地企業誘致事業	旭

第9章 財政計画

財政計画は、平成 17 年度から令和 7 年度までの 21 年間について、財政運営の指針として、歳入・歳出の項目ごとに、普通会計ベースで作成したものです。

平成 17 年度の新市まちづくり計画策定時においては、平成 14 年度決算額をベースに、平成 17 年度から平成 27 年度までの 11 年間の推計を行い、平成 27 年度の改正時においては、平成 26 年 12 月に策定した中期財政計画を基に、令和 2 年度までの推計を行いましたが、今回の改正においては、令和元年 12 月に策定した中期財政計画を基に、令和 7 年度までの推計を行っています。

なお、平成 17 年度から令和元年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値です。歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

■ 前提条件

【歳入】

(1) 地方税

- ① 個人市民税所得割
景気の状況・人口減を考慮し、令和 2 年度以降毎年 1%の減とします。
- ② 法人市民税法人税割
令和 2 年度以降は地方法人税率の引上げに伴う法人市民税率の引下げの影響を考慮したうえで推計します。
- ③ 固定資産税
土地は地価の下落による影響を見込みます。
家屋の評価替に伴う減収を 3 年毎に 5%減と見込みます。
償却資産は三隅火力発電所の影響額を反映します。
クリーンエネルギー発電設備に伴う償却資産の増収分を見込みます。

(2) 普通交付税

- ① 人口ビジョンの人口推計を反映させ、人口減による影響額を減じます。
- ② 「合併算定替」による特別加算措置の縮減による影響を見込みます。

(3) 国・県支出金

- ① 扶助費の増に伴う影響額を見込みます
- ② 投資的経費の財源となる場合は、個別に積算します。
- ③ 幼児教育無償化（令和元年 10 月以降）による影響を見込みます。

(4) 繰入金

- ① 令和 5 年度までの収支調整は財政調整基金で行います。
- ② 各基金からの繰入れは個別に積算します。
- ③ 行財政改革実施計画の効果額として、ふるさと応援基金からの繰入れを見込みます。

(5) 地方債

- ① 現行の地方債制度により推計します。投資事業に対し、その財源として過疎対策事業債や合併特例債といった交付税措置の大きい優良債を可能な限り活用します。また、過疎地域自立促進事業（ソフト分）についても活用を見込みます（年間約 3 億円）。
- ② 実質的な普通交付税とも言える臨時財政対策債は、令和元年度発行可能額（約 8 億円）をベースに見込みます。

(6) その他の収入（ふるさと寄附金）

- ① ふるさと寄附金の収入額は、令和 2 年度 8 億円、令和 3 年度以降は 6 億円を見込みます。
- ② 基金へ積み立てたふるさと寄附金は事業に充当するため計画的に繰入れます。
- ③ 合併特例債の代替として投資事業の財源に令和 4 年度 1 億円、令和 5 年度以降 2 億円、新規施策の財源に令和 4 年度以降 2 億円を毎年ふるさと応援基金から繰入れます。

【歳出】

(1) 人件費

定員適正化計画に基づき推計します。

(2) 物件費

令和 4 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置します。

(3) 扶助費

- ① 令和 2 年度は 2%増、令和 3 年度以降は毎年度 1%増と想定します。
- ② 幼児教育無償化（令和元年 10 月以降）による影響を見込みます。

(4) 補助費等

令和 4 年度以降の政策枠として、ふるさと応援基金を財源として 1 億円程度措置します。

(5) 投資的経費

- ① 合併協議を経た『自治区枠』については、令和元年度で終了とします。
- ② 浜田自治区以外の 4 自治区を施工箇所とする投資事業は、令和 3 年度までで約 56 億円（市費ベース、①の『自治区枠』を含む）を見込みます。
- ③ 合併特例債の代替財源として、投資事業にふるさと応援基金を令和 4 年度 1 億円、令和 5 年度以降 2 億円充当します。

(6) 公債費

借入金利は 1.10%（島根県の財政見通しと同率）で推計します。

(7) 積立金

令和 5 年度までの収支調整は財政調整基金で行います。

(8) 繰出金

- ① 下水道事業に係る繰出金は個別に推計します。下水道事業への繰出金は、令和 2 年度以降、公営企業化により補助費等で計上します。
- ② 介護保険は受給者の伸び等による影響額を具体的に見込みます。
- ③ 後期高齢者医療に係る繰出金は 2%程度の増と見込みます。

■ 財政計画

(単位:百万円)

【歳入】	実績値							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地方税	7,953	7,712	8,055	7,912	7,620	7,636	7,532	7,433
地方譲与税	749	966	498	479	446	434	389	366
各種交付金	1,110	1,030	903	850	827	822	792	726
普通交付税	9,064	9,485	9,125	9,773	9,985	10,565	10,693	10,807
特別交付税	1,630	1,470	1,440	1,501	1,531	1,641	1,631	1,593
分担金・負担金	409	249	494	492	475	476	497	520
使用料・手数料	702	912	546	553	516	558	556	559
国・県支出金	5,597	4,549	5,010	5,868	7,324	7,383	6,831	5,798
財産収入	282	134	1,455	147	118	125	166	114
寄附金	8	16	12	34	49	945	19	18
繰入金	3,500	4,413	2,105	1,167	913	1,072	939	1,059
繰越金	255	174	284	194	1,091	436	514	385
諸収入	1,106	961	984	963	998	1,093	1,796	2,257
地方債	4,989	5,381	3,680	3,919	5,734	6,284	5,510	6,263
歳入合計	37,353	37,451	34,590	33,852	37,627	39,470	37,865	37,898
【歳出】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	6,668	6,541	6,223	6,122	5,933	5,889	6,021	5,907
物件費	3,778	3,430	3,767	3,558	4,061	3,945	4,164	3,989
維持補修費	282	256	276	316	497	394	335	373
扶助費	4,221	4,358	4,488	4,528	4,756	5,467	5,848	5,872
補助費等	2,745	2,366	2,409	2,948	3,384	3,563	2,908	2,751
投資の経費	6,130	6,546	6,296	5,065	7,343	7,466	6,251	6,036
公債費	6,425	8,439	6,739	5,974	5,725	5,442	5,640	5,920
積立金	3,399	1,737	462	695	1,763	2,941	1,997	2,302
投資・出資金・貸付金	605	586	792	401	521	671	900	811
繰出金	2,926	2,908	2,944	3,154	3,209	3,178	3,418	3,489
歳出合計	37,178	37,166	34,396	32,761	37,191	38,956	37,481	37,449
【基金年度末現在高(普通会計)】	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
財政調整基金	2,100	1,809	2,063	2,221	2,504	2,807	3,055	3,207
減債基金	2,000	1,678	1,703	1,366	1,093	1,264	1,452	1,532
特定目的基金	7,339	5,287	3,377	3,102	3,946	5,437	6,067	7,094
基金年度末現在高合計	11,440	8,775	7,142	6,689	7,543	9,508	10,574	11,833

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

■ 財政計画

(単位:百万円)

【歳入】	実績値						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方税	7,356	7,363	7,163	7,218	7,399	7,331	7,456
地方譲与税	347	337	353	350	349	352	369
各種交付金	742	833	1,298	1,141	1,226	1,285	1,218
普通交付税	10,867	11,117	11,156	11,204	10,794	10,781	10,726
特別交付税	1,654	1,550	1,540	1,500	1,536	1,502	1,505
分担金・負担金	543	543	497	458	454	445	345
使用料・手数料	561	541	600	565	561	557	525
国・県支出金	7,586	8,735	7,217	7,017	6,792	9,823	8,412
財産収入	152	209	169	132	269	254	223
寄附金	179	858	2,236	1,917	1,551	1,473	1,343
繰入金	1,322	1,202	1,762	1,126	2,049	1,469	1,509
繰越金	448	579	829	648	615	487	588
諸収入	1,641	1,052	1,262	1,356	1,089	1,031	1,100
地方債	6,523	6,880	6,518	4,603	4,018	4,413	4,490
歳入合計	39,922	41,799	42,601	39,234	38,702	41,204	39,810

【歳出】	(単位:百万円)						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	5,915	5,847	5,912	5,876	5,851	5,850	5,859
物件費	3,840	4,066	4,195	4,218	4,127	4,188	4,099
維持補修費	415	396	441	427	479	397	362
扶助費	5,958	6,316	6,487	6,935	6,765	6,725	6,977
補助費等	3,195	3,220	4,057	3,843	3,523	4,222	4,406
投資の経費	8,130	9,482	7,156	5,120	4,994	8,126	6,657
公債費	6,316	5,744	5,581	5,553	6,139	5,653	6,115
積立金	1,069	1,854	3,784	2,071	2,102	1,718	1,015
投資・出資金・貸付金	796	294	468	531	136	101	88
繰出金	3,707	3,751	3,870	4,045	4,098	3,636	3,641
歳出合計	39,342	40,971	41,953	38,619	38,216	40,616	39,218

【基金年度末現在高(普通会計)】	(単位:百万円)						
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政調整基金	3,272	3,464	3,836	4,157	3,441	3,675	3,929
減債基金	1,623	1,916	2,945	3,957	4,032	4,747	4,429
特定目的基金	6,694	6,871	7,496	7,107	7,805	7,105	6,805
基金年度末現在高合計	11,589	12,251	14,276	15,221	15,277	15,527	15,163

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

(単位: 百万円)

【歳入】	計画値					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	7,319	7,098	7,011	8,612	8,282	8,049
地方譲与税	384	384	395	395	395	409
各種交付金	1,377	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385
普通交付税	10,933	10,509	10,514	9,234	9,148	8,905
特別交付税	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
分担金・負担金	290	283	279	277	277	277
使用料・手数料	526	526	526	526	526	526
国・県支出金	7,292	7,269	8,024	6,697	6,797	6,801
財産収入	161	189	238	300	117	117
寄附金	810	610	610	610	610	610
繰入金	1,453	1,285	1,107	793	974	858
繰越金	0	0	0	0	0	88
諸収入	1,085	1,062	1,174	1,025	942	942
地方債	3,029	2,722	2,663	2,113	3,535	3,170
歳入合計	35,959	34,622	35,226	33,266	34,289	33,436

【歳出】	(単位: 百万円)					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	6,260	6,172	6,049	5,940	5,866	5,839
物件費	3,827	3,923	3,865	3,864	3,900	4,012
維持補修費	362	362	362	362	362	362
扶助費	7,402	7,475	7,549	7,623	7,699	7,775
補助費等	4,372	3,937	3,691	3,561	3,445	3,338
投資的経費	3,691	3,322	4,174	2,136	3,585	3,112
公債費	5,531	5,531	5,666	5,520	5,316	4,909
積立金	918	350	349	772	543	519
投資・出資金・貸付金	91	91	91	91	91	91
繰出金	3,505	3,459	3,430	3,397	3,395	3,381
歳出合計	35,959	34,622	35,226	33,266	34,201	33,339

【基金年度末現在高(普通会計)】	(単位: 百万円)					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
財政調整基金	3,951	3,440	3,102	3,451	3,247	3,066
減債基金	4,130	4,025	4,052	4,162	4,175	4,187
特定目的基金	6,072	5,753	5,306	4,826	4,586	4,415
基金年度末現在高合計	14,153	13,218	12,460	12,439	12,008	11,669

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

**青い海・緑の大地
人が輝き 文化のかおるまち
新市まちづくり計画**



**浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町
合併協議会**

